

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 24. 4 定 ）			
日 時	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日 （水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新谷委員長、鈴木副委員長、千葉・吹田・小貫・高橋・酒井・上野・ 林下各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・水道局・ 教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、中村委員が吹田委員に、松田委員が高橋委員に、山口委員が林下委員に、中島委員が小貫委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○上野委員

それでは、質問させていただきます。

◎除排雪対策について

まず、除雪対策について質問をさせていただきたいと思います。

この12月も大変雪が多くなっておりまして、ニュースを見ますと、17日から昨日にかけて二十数センチメートルの雪が小樽に降り積もっているようですが、今シーズンのこれまでの除雪の現状について、まずお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今年度の除雪対策についてであります。降雪量、積雪量につきましては、雪の多かった昨年度より12月18日現在で、ともに数字が大きく上回っているところから、除雪作業の出動回数もかなり多くなっております。

○上野委員

昨年度より除雪回数が多くなっているということで、特に今はまだ冬休み前ということで、子供たちの通学路の確保についてなのですが、私もお話をいろいろ聞いていると、通学路の確保がなかなかできていないような現状がこの雪の中で起こっているようでございまして、歩道の部分、通学路の除雪が確保できないと、どうしても子供の場合は、車道のほうに出てきます。車道も狭くなっており、雪山も出ていて事故が起こる可能性が非常に大きいと考えるのですが、通学路の除雪については、今どのようにお考えなのかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

通学路の安全確保についてであります。現在、学校周辺の主要な通学路につきましては、除雪作業の推進により良好な歩行空間の確保に努めているところでございます。

今後におきましては、これからの気象状況に伴う道路状態の変化を的確に把握しながら、小・中学校の始業式のタイミングを一つの目安として排雪対応などの作業を計画しまして、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○上野委員

特に通学路、今お答えいただきましたが、ある場所では、大体午前7時半から8時前後ぐらいがたぶん子供たちの通学の時間だと思うのですが、その時間に間に合わず、雪道を雪の中をかき分けながら子供が行かなければならないというような現状もあったようでございますが、通学路の除雪の時間帯については、どのように徹底をしているかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

除雪の時間帯についてでございますが、おおむね通勤・通学の時間に間に合うまでに除雪作業を終えるということになっております。

しかしながら、気象状況によっては、若干作業が遅れるということもございます。

○上野委員

子供たちの通学路確保に向けて、なるべく時間を、状況にもよるかもしれませんが、前日の雪の状況も勘案しながら、通学時間には間に合わせるよう御努力することによって、子供たちが車道に出ることなく、学校まで通学路を確保できると思います。大変かとは思いますが、なにとぞどうぞよろしくお願いいたします。

あと、もう一点、除雪に関してなのですが、生活道路はもとより、特に観光に関しまして、市長も観光に非常に力を入れているという意気込みは常々感じておりますが、冬の観光に関しまして、観光の中心は、堺町通りになるのかなと思うのですが、堺町通りの除雪に関して、昨年、私が質問させていただいたときには、この堺町通りに関しましては第1種除雪路線ということで位置づけられていて、それで優先的に除雪をして、雪山の処理を強化するなどして、歩道についてはパトロールを強化して砂利の散布などをしながら安全確保に努めるという御答弁をいただいておりますが、今年度に関して、これから特に正月、そして2月に入りますと小樽雪あかりの路、そして札幌では雪まつり、そして中国の旧正月などに伴い、多く観光客が小樽にも来られると思うのですが、堺町周辺の除雪に関しましてどのような計画をお持ちか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

堺町通りの除排雪作業のあり方についてであります。昨年の答弁の繰り返しになりますが、当該道路はバス路線であり、観光客などの歩行者の通行が多いということから第1種除雪路線に位置づけておりまして、他の幹線道路と同様に一定の降雪後には、優先的に除雪を行っております。

今後におきましては、道路パトロールにて現状を把握して、冬の一大イベントであります小樽雪あかりの路の時期も見定めながら、排雪作業など状況に応じた対応を行うことで、道路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○上野委員

今朝も堺町通りを通りまして、歩道に関しましては、やはりそこは店がありますので、業者で排雪しているところもあれば、そうでないところもある。道路に関しましては、一部既に雪山が道路のほうに出ておりまして、通行にも支障が出る部分もあるのかなと思いますけれども、例年排雪に関しては、年1回程度行っているというような形になっておりますが、やはり冬場の観光、そして観光都市小樽のイメージがあそこに集約されてくるのかなと思うところで、そうなりますと、正月前に一度排雪などできれいに道路を確保して、そしてまた雪の状況にもよるかと思いますが、2月の中国の旧正月、そして雪あかりの路の前あたりに、あそこを少しきれいにして確保することによって、あそこの商店街では雪あかりの路のイベントもやる予定になっていると思うので、そういう意味でも余分な雪を排除して、まちをきれいに彩るような協力体制というのがあっていいのではないかと思います。排雪に関して今どのようにお考えかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

排雪の時期につきましては、やはりかなり雪山が高い、道路の幅員が狭いという状況になってございますので、例年の排雪時期よりも若干前倒しをするなどの計画を考えてございます。

○上野委員

昨日の駐車場の質問のときも提案いたしました。堺町の商店街組合ができておりまして、先ほど申し上げましたが、各店が独自に除排雪をやっているところもあるようでございますので、市としてすべてを行うのではなくて、組合などと協議の場を持って協力体制の下に、これから冬場の除排雪について協議する場をぜひ設けていただきたいと思います。どうでしょうか、どのようにお考えかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今後におきましては、そのような御相談があった場合には、話し合いには応じたいと考えてございます。

○上野委員

市だけですべてをやると予算も限られたことですので、協力体制の下、その仕事の割合というものを考えるように、ぜひとも組合からそういうような話がありましたら、応じていただけるということでお答えいただいたので、なにとぞよろしくお願いします。ぜひ冬場の観光についても、除排雪の面から少しでも小樽の観光を盛り立てる一助となっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点、次の質問に移らせていただきます。

◎犬管理所について

犬管理所についての質問をさせていただきたいと思います。

一般質問で犬管理所の質問をさせていただきました。犬管理所についてなのですが、殺処分数は減ってきているということで、その要因として、ドッグエンジェル H I K A R U というボランティアが入って、里親探しなど、いろいろされているというような状況を聞かせていただきまして、その中で、ボランティア団体と定期的に話し合う場を設けながら協議してともにやっていきたいという御答弁をいただいたところなのですが、本年 4 月 27 日にボランティアの活動に関する覚書というのを小樽市とドッグエンジェルで締結されていると思うのですが、これを踏まえて今どのような協力体制をとっているかお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

保健所とドッグエンジェル H I K A R U というボランティア団体との活動の内容についてでございますが、これまで犬管理所において、ドッグエンジェル H I K A R U につきましては、いろいろと保健所の業務について補完していただいているところでありますが、そのボランティア団体と保健所との業務の区分けがなかなかできていないということで、昨年話し合いをして、もう少し業務内容について整理しようということで、今年度から小樽市犬管理所ボランティア活動に関する要領というのをつくりました。その中で保健所の業務とボランティアの業務についての大きな内容の区分けをいたしまして、要領に基づいて、いろいろ議論を交わしまして、業務を実施しているところでございます。

○上野委員

覚書を交わして今、協力体制でやっているということなのですが、それぞれの立場もあるのかもしれませんが、なかなかうまくいっていない部分もあるのかなと。具体的に言えば、活動に関しましては、犬舎を使うものですから、その事務所の水道などを使うに当たってのかぎのやりとりというか、保健所の職員が来なければ活動がなかなかできないという状況が出たりとか、あるいは活動する建物に関しまして、私も見に行きましたが、相当古いものですから、夏になるとヘビが出るようであり、対応を何とかしていただきたいとか、あるいは市民からの寄附でいただいた物資などの管理についても、その役割がどちらかというあまり明確になっていないような形で、諸所に個々にいろいろ問題が多少出ているような感じもいたします。

また、ついこの前だと思うのですが、11 月には犬の殺処分について、ボランティアの方とその経過についての合意ができない形で、お互いに行き違いがあるようでございますが、これらのさまざまな個々のことについて、保健所としては、今後、ボランティアの方とどのような形で対応をして、そしてともに協力関係を築いていくのかという部分についてお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

今、御指摘のありましたいろいろな問題が現在も出ているということについては、保健所のほうでも承知しております。

基本的には、今年結びました覚書等の中で決めておりますが、例えば備品の管理につきましては、保健所で購入したものは保健所で管理、またボランティアが個人や企業からいただいたものについてはボランティアのほうで管理というような大きな部分の取決めがあるのですが、その部分についても、次第に細かい部分になってきますと、

うまくいっていないようなことがございます。これまで定期的に話し合いを続けてきましたが、今後も一つ一つの問題につきまして、お互いに協力し合いながら、特にボランティアの方が求めてくるレベルというのは、犬に対して非常に愛着があるため、高いレベルを求めてきますので、保健所でできない部分については、ボランティアの協力をいただいた上でできる部分があると思っておりますので、話し合いを続けてきたいと思っております。

○上野委員

ぜひとも命を扱っている部分でございますので、その部分を大事にして、ボランティアの思いと管理者の立場もあろうかと思いますが、ボランティアの方々とお互い協力体制をさらに密にして、定期的な意見交換をして進めていっていただくようお願い申し上げます。

また、施設に関してなのですが、こちらも質問させていただきましたが、老朽化が大分進んでおりまして、私も見たときに、相当古いという印象を受けました。ボランティアの方々がいろいろペンキを塗ったりとかきれいにしているのですが、今、犬に関しましては、昔のように雑種という犬がだんだん少なくなっておりまして、室内犬がたぶんほとんどで冬にも強い犬というのが相当減っているのではないのかと思うのです。ペットブームがあつてから、大きい犬というより小型犬で、御家庭では室内犬のほうが多くなり、収容する犬の性質といていいのでしょうか、昔は外でも寒さでもわりと平気というか、対応できるような犬が多かったと思うのですが、現在は、どちらかという冬寒さに非常に弱いような犬がいる中で、そういう犬を収容するような施設ではない感じがしまして、一般質問でも施設の改修についてどうお考えかということで、暖房について御答弁をいただいたのですが、その部分について、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○（保健所）生活衛生課長

今、御指摘がございましたように、現在、室内犬や老犬等については、寒さが厳しい冬期間につきましては非常に厳しい環境になっております。現在は温風式の電気ストーブを導入いたしまして、あと夜間はサーモスタット等で温度調整ができるように対応しておりますが、いろいろコストだとか、犬がコードをかじると危ないといったような安全管理上の問題もございますので、もう少し抜本的に暖房設備については、改善が今後必要かなというふうに思っております。

具体的には、集中暖房だとか農業用の大きいビニールハウスがありますが、そういった設備を導入いたしますと非常に高額だということがわかっておりますので、鶏舎とかで使っているような比較的金額が安くて個別暖房できるようなタイプについて、金額だとか問題がないかどうかについて、今、検討しているところでございます。

○上野委員

ぜひとも犬に関しましては、本当に寒さに弱い犬もいることでございますので、予算の都合はあるかと思うのですが、暖房についてはお考えいただけてありがたいと思います。ぜひともさらに御検討いただければと思います。

それで、予算というかお金の話をするのですが、現在、犬管理所で亡くなった犬を火葬にする場合には、その犬種によって一定額の手数料という形でいただいていると思うのですが、飼い主の都合で飼えなくなったとか、飼わなくなった犬とか、そういう犬もやはりいるという話を聞きました。もううちではこの犬は要らないからといって、犬管理所に持ってくると。命を育てている、一緒に飼っている者からすれば、命の面からだと、とんでもない話だと私は思うのです。最後までしっかりと飼い主の責任として見るべきだと思うのです。保健所もそういう方に対して、飼い主として、その命を全うするまで、しっかりと飼ってくださいという指導をしているという話を聞いたのですが、それでももう要らないからと置いていく方について、最終的な殺処分するなり保管するなり、要らないといった方についての金銭的なもの、それが無料で引き取っているという状況にあるようであります。他都市での状況をお聞きしたのですが、他都市も同じように引き取っているということなのですが、やはり私個人としては、命を要らないというような者に対して、指導していても、はい、そうですかと無料で受け取るというか、逆にそういう方から、どうしても要らないという方に対して、ある一定の手数料を課して、それを

犬管理所の運営とか設備の改善に役立てるような仕組みづくりというのはできないものかと思うわけです。

一般的に亡くなった犬については火葬するのに手数料を取って、要らないといった方からは、無料で引き取るというのは、私としては違うのかなと。そういう意味では、そういうところから手数料をいただいて、それを犬のために役立てるような仕組みづくりというのもあっていいのかなと思うわけでございます。これは私の提案なのですが、その点に関しましては保健所として今、どのような御感想なのかお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

他の自治体では、そういった要らなくなったという飼い主の都合による犬の引取りについて、料金を徴収している自治体もあると聞いておりますが、その形を導入いたしますと、逆に勝手に放棄するというような事例も出てくるというふうに聞いておりますので、導入については非常にその辺のことも勘案しながら検討しなければだめだと思っております。

小樽市につきましては、先日の一般質問でも市長が答弁しましたように現在のところ減少傾向にありますので、今後いましばらくこういった飼い主に対する丁寧な啓発活動について力を入れていきたいというふうに考えております。

○上野委員

根本が、最終的に人間のモラルの問題になってきたので、本当にモラルというのがどんどん失われているのかな、人間の根幹の部分が、最近、損得というか自分の都合のいいところで動いているのかなという実感を受けざるを得ないと思うのです。市内にもペットショップ等々ありますけれども、やはり犬を飼う段階から、命の面に対する啓発活動もぜひしていただきながら、現在は捨て犬が増えて野犬等になる可能性があるため、その手数料は考えていないということですが、何かしらのそういう啓発活動をしながら並行的にそういうことも行って、犬のためになるような形で御努力をしていただければと思います。

話が変わりましたが、今モラルの問題が出ました。今日は教育長もいらっしゃいますので、どうぞ学校でも子供たちに人間だけでなく生物の命というものを、そういう教育というものをぜひともはぐくんでいただいて、残念な結果にならないよう、捨て犬が増えないこと、あるいはほかの命が失われないことを、ぜひ教育の現場でもいろいろ子供たちと話す機会を持っていただければという思いです。話が横に飛びましたが、ぜひともよろしく願いいたします。

○酒井委員

それでは、大きく分けて2点ほど質問させていただきたいと思います。

◎防災について

まず、防災についてであります。

先日、登別市などにおいて大規模停電が発生しました。

この時期、災害時に最も心配なのは寒さ対策ということで、民間との協定でストーブや発電機のほうは確保できる状態にあるということだったのですが、ストーブや発電機がどれぐらい用意できる体制になっているとか、小樽市としてどれぐらい、数字があれば、例えば北海道電力ではこれぐらい用意してくれるお話があるとか、北海道としてはこれぐらいとか、その辺の数字について、もし把握しているようであればお示しいただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

停電時に確保できるストーブ等の数ということでございますが、現在、市と災害時の応援協定を締結しております事業者では、ポータブルストーブについては40台、電気が必要なストーブは60台、あと発電機については40台が提供可能と確認しております。

また、市のほうでは、避難所機能強化事業ということで、今年度から5か年でストーブ等を各避難所に配備

することとしておりますが、今年度22台のポータブルストーブを避難所に配備したところでございます。

○酒井委員

昨日、公明党の秋元委員も少し触れておりました北電から送ったファクスが役所に届かなかったとか、その辺も情報伝達のある意味ミスかなというふうに思います。

それで、このストーブ、発電機について、例えば避難所があいてから、大体どれぐらいの時間で用意できるかとか、もしその辺のデータもあればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

今のところ、その具体的な時間というのは、掌握できてはいないところなのですが、先ほど申し上げました協定を締結している事業者につきましては、市内の事業者になっておりまして、また道のほうで締結している事業者の店舗などにつきましても、市内にある業者となっておりますので、早めの対応が可能であるというふうに考えております。

○酒井委員

なるべく早めの対応ということで、その辺のシミュレーションもきちんとしていただきたいと思います。命にかかわることですので、なるべく早くといえどもどれぐらいという目安になる時間などもシミュレーションで示していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

10月24日、北海道原子力防災訓練が行われました。私もそちらのほうを見させていただきまして感じたことは、新聞にも書かれておりましたが、情報伝達が非常に錯綜していて、例えば積丹から出るはずの船が出ないという情報で本部のほうに行ったら、いや、出たようだ。港のほうに行ったら、いや、出たという情報はないというような感じで、情報が非常に錯綜しておりました。携帯電話、それから無線機を使える状態でも、やはりその情報を整理するのは人であり、その辺の情報の整理の仕方や伝え方などの課題が浮き彫りになった訓練だったと思います。道の方に聞いたら、この訓練は、あまりすり合わせというか、打合せをせずに今ある防災計画の中で行った訓練だということだったので、逆にすり合わせをせずにやった分、課題が浮き彫りになったのではないかなと思っております。

そこで、小樽市も無線の整備をしていただきました。それで、情報伝達の訓練、その辺がやはり必要ではないかと考えますが、小樽市としては、どのように認識していますか。

○（総務）小濱主幹

今、委員がおっしゃられたように、今年度、災害対策本部となる市役所と市立病院、また避難所に防災行政デジタル無線を設置したところでございます。災害時におきましては、情報伝達というのが重要なところでありますので、これらの無線機の使用方法を熟知してもらうことも含めて、情報伝達訓練は必要と考えております。まだ具体的な内容については決まっておりませんが、情報伝達の情報の内容ですとか、情報を伝える災害対策本部などの体制も含めて、情報伝達訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひともやっていただきたいと思います。せっかくいい機能を備えても、やはりそこにかかわる人など、それからもっと言うと人の配置なども、今回10月24日に行われた防災訓練で本部のほうに伺ったところ、数名の方しかいなかったように私は感じていました。その中で、いろいろなところから情報が入ってきて、それを整理してまた伝えるというのは、非常に難しい話だと思います。その本部のつくり方ですとか、その人の配置なども一度訓練をやると、いろいろ浮き彫りになってくると思いますので、一度やっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと防災について最後なのですが、避難所のことについて少し触れていきたいと思います。例えば銭函小学校が避難所になっております。銭函小学校へ上っていくのは、小樽側の通路とそれから札幌側の通路ということで二つあるのですが、真冬になるといろいろな問題で札幌側の通路が封鎖されております。防災の観点から考えまして、

いち早く避難所に逃げるという意味では、やはりそこも冬は確保しておいたほうがいいと思うのですが、防災担当と、教育委員会と、雪対策課という所管にまたがる話なので、なかなか今すぐここで、ではやりますとか、できませんとか、そういう話にはならないと思いますので、その辺の話をどういうふうに整理していくか、まず話合いをしていただき、連携して、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは答弁は要りません。

◎不登校児童・生徒への対応について

それと二つ目に、不登校生徒についての対応ということで、市内の中学生で、何らかの原因で学校に来ていない生徒がいるかと思います。その生徒への対応について、少し確認を含めて質問をさせていただきたいと思うのですが、まず中学生というのは、思春期であります。対応が非常に難しい、不登校の原因が何かというのものはっきりしない部分であると思うのですが、まず体制として、私の認識の確認をさせていただきたいのですが、学校が中心となって、保護者、それから教育委員会という形で進めていくのかなと思うのです。学校の体制としましては、やはり担任、それから副担任ですとか各教科の担任、それから部活動の顧問だとか、いろいろあるかと思います。そこで情報共有をし、校長ないし教頭が中心となって、この生徒に対しての対応をしていくというような認識を持っているのですが、その辺については間違っていないでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

不登校児童・生徒への対応についての御質問でございます。中学校の例ということでお話をさせていただいておりますので、中学校の例ということで話をさせていただきます。

各中学校には、名称はいろいろあるのですが、生徒指導委員会というような組織がございます。その中には、その学校の中のそれぞれの学年から生徒指導の担当者がだれと、それからもちろん校内の分掌に位置づけられた生徒指導担当というのがございます。それから、多くの場合は教頭がそこに加わって、そういう体制の中の組織で、不登校の問題については対応しています。ケースによっては学年の中だけで対応できるということもございますので、学年の取組によって解消に導くということも実際ありますが、ただやはりお話しになったようにいろいろ複雑な要因もありますので、そういう場合については、学校全体でどういう体制をとっていくのかということについて、そういった校内組織で対応をするということが必要であります。

いずれにしても、担任任せの対応ということはやはり一番させてはならないという認識は、共有しておりますので、そういった組織の中で、もちろん管理職にも情報が通じる中で、学校としての対応というところが求められるといいいますか、基本でやっているということでございます。

○酒井委員

学校が基本でやっているということで、そこで話し合った情報が保護者との連携につながる。そこでまた話し合ったことが教育委員会に伝わって、またいろいろな対策がという流れで間違いないですね。

ところが、その体制は、なかなか温度差があるというお話も聞いております。学校によっては、なかなかその体制が前に進まないというか、うまく機能していないというか、そういう学校も中にはあるようです。中学生は高校受験も控えていますし、大げさに言うと一分一秒でも早く立ち直っていただいて、学校に来ていただきたいというのが我々の願いであり、保護者の願いでもあり、学校の願いでもあるかと思うのです。それをチェックしていくというのは、なかなか難しいのかなと思うのですが、今回の築校小樽塾ですか、その中で教育長が言われておりました社会人としてのという部分で、社会人としての常識をまずという部分では、管理職の皆さんも、よくやっただいている方もいるのですが、中にはなかなかうまく処理できないという方もいるようなので、その辺を教育委員会としても認識を持っていただいて、ぜひ指導していただいて、学校になかなか来られない子供たちを救うという意味で進めていただきたいと思いますので、その辺について何か答弁があればお願いします。

○（教育）指導室石山主幹

不登校の生徒の対応について、委員がお話しになったとおり、やはり大事なことというのは、学校、保護者の連携、

それが中心ですけれども、それに必要に応じて教育委員会がかかわっていくという、それはもう本当におっしゃるとおりだというふうに認識しております。大事なことは、やはり学校と保護者との信頼関係だと思います。それを構築していくためには、やはり学校としてどういう方針で、生徒を学校復帰に導くかということを中心に説明すること、それから、もちろん御理解もいただくように説明すること、それから、学校の取組について、やはり節目節目で丁寧な情報提供、このように学校はやっています。また保護者の気持ちも酌みながら対応をしていくというやりとりが必要なのかと、それが一番大事なことのなにかという認識は持っております。

ただ、委員の御指摘のとおり必ずしもうまくいっていない事例もございます。そういうことにつきましては、個別の事例として、教育委員会のほうに保護者の方から相談をいただいたりすることがあります。そういう場合については、その具体のお話になりますので、その当該の校長に、やはりこういう事例はこのようにやるべきではないのかということ、校長のお考えも聞きながら、具体的に指導をしていくということは、教育委員会としてはさせていただいているところであります。それも一過性のものではなく、当然、教育委員会は、その都度校長から状況を伺いながら、また保護者の方からも状況のお話をいただきながらその辺を、やはり一番大事なことは生徒の学校復帰でございますので、その学校復帰を目指して、まず取組を進めていくというようなことはさせていただいているところであります。

○酒井委員

いろいろあるかと思います。生徒も一人の人間ですし、型にはめてではなく、その生徒に合った指導、それから学校に対する指導も含めて、ぜひともお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎新年度予算編成について

初めに、今後の予算編成について何点か伺います。

政権交代が叫ばれて、それがせんだっての選挙で現実のものとなりました。通常であれば、各自治体では、この第4回定例会が閉会后、新年度予算編成作業が本格化するのかなというふうに思っております。

しかし、師走選挙だった、政権交代があったということもありまして、その新年度予算編成作業について、まずどのような影響が出てくるのか、御説明願えますでしょうか。

○（財政）財政課長

政権交代による市の新年度予算編成への影響についてでございますが、報道されている範囲の情報ではございますけれども、国のほうでは、新内閣が年内に発足、年明けの1月中旬に補正予算案を閣議決定、1月下旬に税制改正大綱を決定、地方財政対策については2月に入ってからの方針、2月中旬に13年度予算案を国会に提出するという流れだという報道になっております。

これまで各自治体は、12月末に決まる地方財政計画や政府の予算案を踏まえまして、予算編成をしておりました。本市も、これについては同様でありましたけれども、それが2月までずれ込むという形になりますと、特に地方交付税への状況が見えてまいりませんので、通常の形の流れで、これまでと同じ形の予算編成を行うということは、なかなか難しくなってくることが予想されるところでございます。

ただ、総務省では、このような状況を踏まえまして、自治体の予算編成に支障が生じないように1月中にある程度固まった情報を提供していただけるという考えもあるという報道もございますので、当面は国の動向を注視しつつ予算編成作業を進めてまいりたいと考えておりますけれども、その辺の地方交付税のことを含めて、不確定な部分が多くなってくるような場合には、それについての対応についても今後考えていかなければならないというふうに

考えております。

○千葉委員

新年度予算編成に関しては国の動向を見ながらという理解ができたのですけれども、現実そうならない場合といたしますか、新年度予算は暫定的な予算も考えられるという認識でよろしいですか。

○（財政）財政課長

先ほど言ったように総務省から情報がどれだけ出てくるかというのにもよりますけれども、今から暫定的なものになるかどうかということまでは、仮にそういうような情報が不足していても、ある程度見込みを立てながら予算編成していくということも考えられますので、今後は、国の情報の出方を見ながら対応していきたいというふうには考えております。

○千葉委員

新政権の下では、今朝も数字が出ていましたけれども、今年度の景気対策として大型の補正予算も考えているということで、今後見込まれる今年度の補正予算について、自治体にとっては早急な対応が必要になってくるのかなというふうに思いますが、こちらのほうについては、どのように進められるのか、想定される範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）財政課長

報道の範囲でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり 1 月に入ってから閣議決定して国会に提出という形になりますが、規模については 10 兆円程度というような報道になっております。

ただ、対象となる詳細の事業等につきましては、まだわかっていないところでございますので、今後、各省庁では、事前打診というのも含めて、事業についての照会などが市にも寄せられると思います。今後、国の補正予算に対応した事業については、その辺が本格化してきますので、その部分を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○千葉委員

今定例会では、新年度予算編成について市長は、雇用対策、また防災事業を重点施策として挙げられておりました。具体的には今これからだというふうにも思っているのですけれども、市長からも指示が出ているということもありまして、この雇用と防災、どのような内容に力点が置かれるのかなということで、全体的に企画政策室に伺いたいのですが、各関連部局からいろいろ要望なりお考えだとかが上がってきているのかなというふうに思いますが、全体的にどのような内容なのかについて、もう少し具体的なお話をしていただければと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

市のさまざまな事業の中で、どれも重要な事業だというふうに考えているところでございますけれども、特に平成 25 年度におきましては、二つの分野を重点的に取り組む事業という形にしております。

一つ目が交流人口の拡大、そういったことに伴う地域経済の活性化、ひいては雇用の場の確保ということを目指しまして、例えば観光の振興でございますとか、あるいはクルーズ客船の誘致推進、こういった事業の経済・雇用対策関連分野というものを一つ目の重点分野と考えてございます。

それから二つ目として、今年度から避難所強化事業を進めてございますけれども、特に東日本大震災を踏まえまして喫緊の課題となつてございます防災対策関連分野、この二つの分野を 25 年度予算の重点という形で位置づけをしているところでございます。

○千葉委員

具体的には、これからというものでありますけれども、いろいろ民主党政権時代に削減された学校の耐震化ですとか、また建設にかかわる橋梁等々、老朽化対策についてもさまざまな形で予算がおりてくるのかなというふうに予想しております。これについては、早急に対応できる予算編成を考えて、しっかりと固めて進めていただきたい

と要望して、この質問は終わらせていただきます。

◎金融円滑化法について

次に、金融円滑化法について何点か伺います。

平成21年12月に施行された金融円滑化法ですけれども、明年3月に終了する予定となっております。そこで、市内企業の利用企業数と、もしわかれば保証額等についてお示し願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

平成21年12月から施行しております円滑化法の適用件数として、産業振興課で押さえているのは、市の制度融資を利用しているものの中で適用された件数として押さえておりますので、その数字を話させていただきます。

こちらのほうは年度でやっておりまして、21年度は4件、22年度は13件、23年度は24件、24年度は11月末現在になりますけれども22件、合計63件となっております、金額は集計しておりません。

○千葉委員

今、制度融資の範囲内でお答えいただいたのですが、制度融資の中で、利用企業が全体で63件、重複している企業もあるかと思いますが、63件あったということで、各金融機関のプロパー融資等と合わせると、かなり多い件数になっているのかなと思っております。

今お答えいただいたこの件数の利用企業の業種別の割合というのは、どのようになっているかについてもお示し願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

合計63件、今お話ししましたが、多い業種としては、卸売・小売業で31件、製造業で13件、サービス業で12件などとなっております。

○千葉委員

全国的に報道等がありましたけれども、年々倒産件数が増加傾向にあるというふうに認識をしております。これに伴い、この円滑化法を利用した企業の倒産件数が増加傾向にあるという報道がありました。

小樽市の状況については、どうであったのか、倒産件数、また負債総額、業種などがわかりましたらお示し願いたいのと、また道内の状況についてもわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

倒産件数は歴年で集計しております。平成21年は10件で負債総額は50億1,400万円、22年は12件、負債総額191億5,500万円、23年13件で37億8,200万円、24年、これも11月末現在になりますけれども、16件で45億5万円となっております、道内の状況ですが、こちらも歴年です。平成21年が555件で負債総額が2,609億2,900万円、平成22年が440件1,118億900万円、平成23年度が454件1,078億700万円、平成24年、これも11月末現在で432件で負債総額が776億3,900万円となっております。

○千葉委員

今、数字を伺ったのですが、このような状況については、どのようにとらえられているのか、お聞かせ願えますか。この倒産件数だとか、金額もあるのですが、その前の状況等と比べてどうかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市のみでは、どうしても対象が少ないので、なかなかその統計的な部分というのは、数字としては、波をうまく言い表せないのが、全道的な部分で言って円滑化法との絡みを申し上げますと、今、言ったように平成21年12月からですので、その前、20年とか19年、全道の倒産件数で言っても20年は734件ですし、19年は601件ですから、法が21年12月から施行され、その22年以降、特に法ができてから400件台ということからすれば、円滑化法によって全道的なレベルから言えば倒産件数は低く抑えられているということが言えるかと思っております。

○千葉委員

これは冒頭でも話しましたが、一応明年 3 月、この円滑化法が終了するというところで、これに伴っての影響についてはどのようなお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

去る 11 月 27 日に商工会議所の役員と市内金融機関の各支店長が集まって、金融懇談会というのが開催されておりまして、小樽市からも産業港湾部長と私がオブザーバーとして参加してきたところであります。その会の内容といいますか、話されたことからすれば、やはりその円滑化法を申し込まれたという業者の多くは、売上げが落ちているというのがほとんどだと。それから、円滑化を解き放って条件変更をしたというその後の状況としても、経営改善計画というのを出すのですけれども、その数値目標をしっかりと達成できているという企業は、やはり低めの率だということもお話しされておりました。

こういった状況の中で円滑化法終了後の影響については、金融担当大臣の談話もありまして、金融機関の支店長からは、終了後も経営改善できるようなコンサルティングも含めて、変わらない対応をするということで話されておりましたけれども、我々としては、やはり根本的な企業の収支といいますか、売上げというところについては、決して楽観できるような状況にはないと思っております。やはりそういう企業経営といいますか、売上げについては、経済状況にも大きく影響されるということから、国の経済対策だとか、金融対策を注視してまいりたいと考えております。

○千葉委員

円滑化法が始まる前の状況からこの円滑化法に移行されてからの倒産件数を見ても、本当に効果があったのかなというふうに思っていますし、円滑化法が始まった当初、いろいろな企業の方からその金融機関の対応等々で相談が来たことをすごく思い出しています。今そういった中で円滑化法が終わることを目前にしても、なお景気がまだ底の状態、ずっと低迷状態が続いているという中で、やはりいろいろな懸念が、今言った影響があるかなというふうに思っております。

今後、小樽市の対策としては、どのようなことをお考えなのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

円滑化法の終了を見据えて、小樽商工会議所にもできておりますけれども、資金繰りに関する相談窓口というのを設置されたところであります。今、お話ししましたように、先日の金融懇談会においても、商工会議所会頭と産業港湾部長から市内金融機関の支店長に地域経済が厳しい環境にあるという状況もあって、引き続き積極的な支援だとか対応をお願いしたところであります。

また、国においても、円滑化法の終了を踏まえて、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備するという目的で、各都道府県の信用保証協会を事務局として金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、各地域の経済産業局、財務局、自治体経営支援機関、専門家等が連携して中小企業支援ネットワークを構築しております。北海道にも 9 月に設立されているところであります。地方の経済といっても世界的な影響というのも小さくないところもありますけれども、経済の状況というのは、国の政策によるところが大きなのところがあるだろうと思っております。現政権の中でも出口戦略として、金融円滑化法がもう終了になるという状況を見据えて一定程度示されたところではありますが、この間の選挙で政権が変わるという状況もありまして、先ほど財政課長も話されておりましたけれども、経済対策も積極的に行われると報道されているところであります。我々としても国の経済対策だとか、金融対策というのを注視したいというふうに先ほども述べましたが、今後も各信用保証協会、金融機関、商工会議所等と連携しながら、市内の中小企業の資金繰りの安定化に対応してまいりたいと考えております。

○千葉委員

この円滑化法の終了に伴って、道内自治体ではさまざまな動きがあるのですけれども、その辺について知っている

情報等ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

各自治体も、どうしたものかという部分があるのだとは思ってしまして、先日も旭川市からどうするのかということで照会がありました。今、各自治体で意見集約しているようなところもありますけれども、札幌市で、端的にその円滑化法が終了するからという目的ばかりではないのですが、新たに来年の 3 月いっぱいまでの期限はつけているのですが、限度額 5,000 万円で年率 1.5 パーセントの経営力強化支援資金というのを 12 月 17 日から運用したという報道はありました。

○千葉委員

その制度融資自体を拡充する動きも見られる中で、小樽市においては、そのような検討というのはなされているのかどうかについてもお聞かせ願えますか。

○（産業港湾）産業振興課長

札幌市の経営力強化支援資金の中身を見ると、小樽市の今の制度融資と比較して、それほど条件がいいわけではないというふうに思っておりまして、本市が独自で、どんどん新しく制度融資をつくるかどうかというのは、考えるところがあるだろうとは思っております。本市の今の制度融資の中で、例えばこれまでだったら円滑化法があるときには、条件変更というような部分が出てきたら、本市の制度融資の範囲でしか昔は認めていなかったものを、円滑化法があったときには、例えば期間が超えてもいいというようなただし書きで対応していたというところもあります。それで、本市ができるとすれば、その今の運用、円滑化法がやったような運用を若干延ばせるのかなのか、条件もいろいろと考えなければならないと思いますけれども、そういったところも含めて、どういった手法があるのか、あわせて考えていきたいというふうには思っております。

○千葉委員

円滑化法によって条件緩和されて、融資の返済期限が少し延びたという企業の事業主からは、その後どうなるのだという懸念の声が非常にあります。今いろいろな景気対策が組まれていく中で、業種によっては、その景気対策の後には、将来収益の改善が見込まれる企業も少なからずあるというふうに思っています。心配をしているのは、今、円滑化法が終了して、次の経済対策が明らかになるまでの間にそういう返済期限を迎えた企業が資金繰りに行き詰まって倒産するという心配があると思うのです。その端境期の中で、行政としてできることを本当に模索していただきたいというふうに思っています。今お話があったその制度融資の中での条件緩和によって期間が延びた、さらにそれがもし端境期などの条件で、次の経済対策がまだ出ていないというふうな企業があれば、ぜひさらなる援助等を含めた積極的な検討をお願いしたいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

○産業港湾部副参事

円滑化法の終了にかかわって、これからさまざまな困難な状況が出る企業もあろうかと思います。ただ、基本的な考え方といたしまして、いわゆる条件変更というのは、金融円滑化法が終了した後も、各金融機関と取引のある企業との間で従来どおり進められていくものということで理解しておりますし、金融担当大臣の談話にもありますとおり、そのような形で進められるとは思いますが。

ただ一方で、円滑化法の下で金融機関がある程度リスク回避ができていたものが、これがなくなるということは事実でありますから、一方で業績の厳しい企業、また目標を達成できない企業に対しての金融機関からの対応が厳しくなるということも当然考えられるわけです。私どもといたしましては、どうしても条件変更というものは、金融機関と民間企業との間の取決め、約束事ですから、それについて行政が物を申すといえますか、要請はできまして、それにかかわるということは、なかなか難しいものと思っております。

ただ、新たな政権の下での経済対策などが出てきますのと、我々といたしましても来年度予算におきまして、経済の活性化ですとか、雇用の対策ということで力点を置いて取り組んでまいりますので、そのようなことを

やりながら、市内の中小企業の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

○千葉委員

金融機関というお話がありましたけれども、確かにそういうリスクを負う金融機関側の審査というのが非常に厳しいなというふうに理解もしております。しかし、収益が見込める、改善の見込みが出てくる企業に対しては、行政側としても金融機関と連携を密に図っていただきながら、ぜひ検討、推進願いたいというふうに思います。

◎がん診療連携拠点病院について

最後に、がん診療連携拠点病院について何点か伺います。

病院改革プランにも小樽病院は「後志二次医療圏で唯一『放射線治療』を実施しているほか、『がん診療』に広く対応しており、『地域がん診療連携拠点病院』を目指しています」ということでうたわれております。日本人の 2 人に 1 人ががんで亡くなるというふうに報道等もありますけれども、がんに対しては市民の関心も非常に大きいというふうに思っております。北海道としてのこのがん診療連携拠点病院の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○（樽病）事務室次長

がん診療連携拠点病院は、国が定めたがん対策基本法に基づいて、国の整備指針に基づき道が推薦するものがあります。現在、北海道では、道南、道央、道北などの六つの 3 次医療圏を基本に整備がされているものですが、北海道としての現在の整備の考え方は、今、指定がされていない圏域がありまして、その空白圏域におけるがん医療の提供体制の整備が必要で、既に整備されている地域も含めて、がん診療体制の充実を図っていきたいと考えております。

○千葉委員

では、現在、道内の指定状況はどのようなになっているのか、2 次医療圏の状況などをお聞かせ願えますでしょうか。

○（樽病）事務室次長

北海道内の 2 次医療圏の指定状況について説明いたします。北海道内の 2 次医療圏は 21 圏域になっておりまして、そのうち 9 圏域に 21 施設が指定されています。

○千葉委員

この小樽病院がある後志地域も 2 次医療圏の一つになっておりますが、この後志地域というのは、どのような状況になっているかもお聞かせ願えますか。

○（樽病）事務室次長

後志二次医療圏につきましては、現在、空白地帯となっております。

○千葉委員

その中で小樽病院が目指しているがん診療連携拠点病院ですけれども、いろいろとクリアをしなければならない指定要件があると思っています。かなり多くの要件があるのですが、その項目の中でも主な要件について、ハード面、ソフト面について、お示し願えますでしょうか。

○（樽病）事務室次長

指定要件につきまして、まずハード面に関して話をいたしますと、主なものとしては、専門的ながん医療の提供のため、リニアックなどによる体外照射を行う放射線治療機器を設置することというのがハード面の中の一つとしてあります。また、外来化学療法室を設置することなども、ハード面の指定要件の一つとなっております。

ソフト面につきましては、診療従事者の観点から、放射線治療に携わる常勤専従の医師が 1 名以上いること、また情報収集体制として、がん相談支援センターを設置すること、また研修等の開催ということで、病院が主体となった緩和ケア研修会、これは国が定めるプログラムに準拠した研修会なのですけれども、その緩和ケア研修会を毎年開催すること、またがん患者の症例検討会を横断的な診療科やコメディカル

によって検討するという会議を定期的に開催することなどが指定要件となっております。

○千葉委員

局長からも何度もこのがん拠点病院というお話を伺ってしまして、市立小樽病院としてもこの指定要件をクリアするために今までさまざまな努力をされてきたと思いますが、その取組についてもお聞かせ願えますでしょうか。

○（樽病）事務室次長

先ほどの指定要件と若干話が重複する部分があるのですが、まず、がん化学療法室を設置し、専門的な知識を持つがん化学療法認定看護師を配置いたしまして、患者のがん化学療法に積極的に取り組んでおります。

また、キャンサーボードにつきましても、横断的な診療科とコメディカルによりまして、定期的な開催を実施しております。

また、緩和ケア研修会といいまして、先ほど説明した国が定めるプログラムに準拠した研修会につきましては、平成21年度から毎年開催しておりまして、本年度で3回目の開催となります。

○千葉委員

がん対策基本法が制定されて6年ぐらいになるかと思いますが、どこにいても均一的ながん治療を受けることができるようにということで、この拠点病院の構想が出てきたというふうに思います。毎年、指定病院ということで、この要件をクリアして、いろいろ道から指示があるのか、自治体の各病院がそういう要件に対して申請をするのか、そういう事務手続上のこともあると思うのですが、本当に小樽病院が、このがん診療連携拠点病院指定に向けて今後の見通しがどうなっているのか、また課題がありましたら御説明をお願いします。

○（樽病）事務室長

お尋ねのがん拠点病院なのですけれども、現在のところ、その指定要件の見直しですとか、指定病院数の拡充等のお話というのは、北海道からは聞いておりませんが、北海道といたしましては、拠点病院が未整備の2次医療圏がまだ12ございますので、その空白地帯にがん医療の提供体制の整備が必要であるということで、拠点病院の指定要件を緩和しまして、拠点病院に準ずる病院、いわゆる準拠点病院なのですが、そういうものを今、整備することでは進めておりますので、小樽病院としても、まず拠点病院に準ずる病院に指定されるよう、また北海道とも協議してまいりたいと考えております。

また、今後、国のほうで拠点病院の指定要件の見直しですとか拡充等の動きがありましたら、今度は準拠点病院ではなくて、拠点病院になれるよう今後も取組を継続してまいりたいと考えております。

○高橋委員

◎除排雪について

排雪について伺いたいと思います。

先ほども除排雪の件で質問がありました。今日も雪が降っていますが、12月のこの雪は今までにないくらい異常だというふうに私も認識をしております。それで、数的に確認をしたいのですが、昨日までの降雪量、それから積雪量についてお示してください。

○（建設）雪対策課長

現在の気象状況についてでございますけれども、降雪量につきましては12月18日現在で179センチメートル、積雪深は72センチメートルとなっております。

○高橋委員

この数字は、昨年度と比較して、そして平年の数値と比較してどういう数字なのか説明をお願いしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

昨年度と比べまして、降雪量で29センチメートル、積雪量で46センチメートル多くなっております。また、近年の

過去 5 年の平均と比べましても降雪で 71 センチメートル、積雪で 47 センチメートル多くなっております。

○高橋委員

この数字は、異常としか思えない数字です。それで、排雪については、私は年内のうちに早急にやってもらいたいと思っております。先ほど若干早めというような、軽い言葉がついていますが、私は早急にこれは手を打つべきだと。以前遅くなって相当混乱したことがありました。また逆に、早めに手を打って、非常に評価された年もありました。その年、年があるわけですがけれども、私はこの異常な降雪の年については、やはり英断を持って早く排雪を進めていかないと、年が明けてから相当大きな影響があるというふうに懸念しています。この点については、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

排雪についてであります。昨年の同時期に比べまして、道路の通行幅員が非常に狭く、雪山も高く成長している状態であるということは認識しております。例年の排雪作業は、年明けということでやっておりましたが、今の状況を踏まえまして、その排雪計画を前倒しすると。これから年末年始を迎えますので、年末の道路状況として、適切な作業対応に努めてまいりたいと思っております。

○高橋委員

雪対策課長がいつというふうには言えないとは思いますが、本当に早く排雪をしなければ、これからクリスマス寒波が来るというふうに言われていますので、もう少し早くやっておけばよかったというのでは、もう遅すぎますから、もう何十年も経験してやってきていますので、ぜひ早めというか早急に排雪をしていただきたい。建設部長、いかがですか。

○建設部長

今、雪対策課長からも答弁いたしましたけれども、今後の気象状況にもよるかとは思いますが、できるだけ早く対応するというところで考えておりますので、御理解をお願いします。

○高橋委員

どうしても予算面がちらついて、明確な答弁が出てこないのかと思います。そこで財政部に伺いますが、当然補正を視野に入れた財政運営をしていかなければ、これだけの雪の量があれば、過去の例からいって、必ず補正はあり得る話だというふうには私は思っておりますので、財政運営について、当然それが視野に入っているのだという認識でいるのですが、財政部の見解を伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

現時点で、どのような形というのは、申し上げられませんが、昨年は補正で対応していますので、冬期間の総体の降雪量等々を含めて、状況によっては補正で対応してまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員

それは十分視野に入っているのだと、考えているのだという、そういう答弁と受け止めてよろしいですか。

○財政部長

今、高橋委員からもありましたけれども、決算のときにも話をさせていただいたのですが、昨年度補正をしたということも視野に入れながら決算で残ったお金について財政調整基金のほうに積みせていただいております。その中で、雪対策課のほうから今の予算で足りないということになりましたら、それは当然補正ということは考えていかなければならないと思っております。

また、その財源についても、厳しい財政状況の中なので、財源的にも今ある制度からいきますと、特別交付税の中にもそういう項目があるので、状況に応じては、また北海道を通じて総務省に要望することも考えていかなければならないと思っておりますが、予算の執行状況、それらを見ながらそれは今後対応していかなければならないと考えております。

○高橋委員

雪対策課長に申し上げますが、今、財政部長がそういうふうにおっしゃいましたので、安心して早めに排雪をお願いしたいというふうに要望しておきます。

◎地籍調査について

次に、地籍調査について伺いたいと思います。

ようやく組織ができて、スタートしたなというふうに思っておりますが、まず今年度の事業内容、どういうことをやってきたのか、説明いただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

平成24年度の地籍調査の進捗状況、事業の内容についてですが、今年度につきましては、地籍調査を実施すべく計画等の作成を行ってまいりました。

また、その計画の中で、22年度から国の事業のメニューとして、都市部官民境界基本調査という国が実施する事業メニューができたのですが、国のほうに要望いたしまして、今年度その部分が国のほうで実施をされました。現在、事業については実施中で、年度末工期で行っているところであります。

○高橋委員

第3回定例会の建設常任委員会で報告がありましたが、市街地の1.85平方キロメートルを10年間でやるという予定を聞いております。今の課長のお話ですと平成26年度から10年間ということではよろしいのでしょうか、

○（建設）用地管理課長

市が着手するのが平成26年度ということで考えております。それ以降、約10年程度ということで考えております。

○高橋委員

平成25年度の事業予定について説明をお願いします。

○（建設）用地管理課長

平成25年度の事業予定ですが、26年度から官民境界等先行調査という形で、市で着手を予定しておりまして、それに対する準備等をしていきたいと考えております。

地籍調査をやるに当たっては、その地籍調査に関連する事業、例えば地籍調査をやった境界がはっきりした関係上、道路台帳の補正もしなければならぬとか、そういうような地籍調査以外の部分の事業が出てきますので、そこら辺のところを精査しながら実施に向けた準備をしていきたいと考えております。

○高橋委員

もう少し説明が欲しいのですが、都市部官民境界基本調査というのは、具体的にはどういう内容のものを国がやって、それを市のほうでどういうふうに使っていくのか、その辺をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

都市部官民境界基本調査といいますのは、地籍調査の中には、官と民の境界だけではなくて、民の境界も含めていく一筆地調査、それと官民境界のみを決めていく都市部官民境界基本調査というような事業の進め方で分けております。都市部官民境界基本調査、これは国が実施する事業でございまして、民のところについては決めていないで、特に道路と民地の境界、主に街区が多いのですけれども、そういうようなところを決めていくというようなものでございます。

国で行う事業、それを引き継いで市で行う都市部官民境界基本調査というのは、街区基準点の設置、それと現地の調査、これは既存ぐいを押さえるだとか、そういうような現地の調査。それから、地物、例えば道路施設であれば道路施設を押さえるだとか、それとあと既存の土地の情報の資料収集、これは例えば小樽市にもあります道路台帳図だとか、あと法務局にあります公図、土地連絡査定図、それから測量図等です。そういうような資料を集めて図上の中で官と民の境界を定めていくと。そして、そのデータを国から市に提供していただきまして、これを基に

市は、現地に境界を定めていく。この境界を定めていくためには、現地の土地の所有者等との立会をしながら確定させていく、そういうような流れになってございます。

○高橋委員

今お話に出た国のデータはいつごろ入る予定になっておりますか。

○（建設）用地管理課長

正確に何月ということでは、まだ国と話をしていませんけれども、国の事業が年度内ということですので、事業が完了した後に、国からデータとしてはいただけるものと思っております。

○高橋委員

そうしましたら、予定は平成26年度でしたが、25年度の途中、3か月か4か月後からでも実施できるのではないかなというふうに今のお話を聞いて思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

物理的には平成25年度事業の実施も可能なのかもしれませんが、当初、小樽市で計画を立てたときに、25年度に国をお願いをして26年度から市が着手していくというようなことで計画を立てております。

財政的なこともありますので、市の事業実施の着手年度については、当初の予定どおり26年度からと考えております。

○高橋委員

これは財政部には聞きませんが、できれば早く私は進めていただきたいというふうに思います。先行投資ですので、早ければ早いほど後で効果が出てくるというのが大きく見えますので、ぜひお願いしたいと思います。

◎災害時要援護者の避難支援について

次に、災害時要援護者の避難支援について伺いたいと思います。

そもそもこの災害時要援護者の避難支援というのは、どういう流れで出てきたのか、まず背景をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

災害時要援護者の避難支援ということなのですが、平成16年7月に、北海道ではないのですが、梅雨前線による豪雨ということで、高齢者の方などに大きな被害が出たところでございます。その中で、防災関係部局と福祉関係部局との連携が不十分であるなど、要援護者と言われる方々への避難支援者の避難勧告の伝達ですとか、避難体制の整備ができていないなどというようなことが大きな問題として挙げられまして、18年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインということで、国のほうから示されたものでございます。

○高橋委員

小樽市の状況としては、現在までの経過、どういうことをやられてきたのか、簡単に説明してください。

○（総務）小濱主幹

本市では、平成19年度にこのガイドライン等を受けまして、市内に災害時要援護者避難支援プラン作成ワーキンググループというのをつくりまして、今後の進め方について検討してきております。それで、20年度から民生・児童委員の御協力をいただきまして、ひとり暮らしの高齢者の方ですとか、そういう調査をして、登録について働きかけをして、20年度、21年度、22年度と、ずっと災害時要援護者の方の個別の登録作業を進めてきたところでございます。

○高橋委員

確認したいのですが、要援護者の対象者は、市としてはどういうふうに規定されているのか、その中身を説明してください。

○（総務）小濱主幹

小樽市では、本年12月にも広報おたるに載せておりますが、身体、知的、精神に障害のある方、または、要介護認定を受けている方、ほかに、65歳以上の高齢者のみの世帯と難病患者ということで募集の告知を行っているところ です。

○高橋委員

現在まで、その名簿に登録された方の人数というのは、どの程度になりますか。

○（総務）小濱主幹

本年 4 月現在の数字になりますが、8,800名を超えた方を登録しております。

○高橋委員

要援護者ですから、対するのが支援者ですね。支援者については、どのように決められておりますか。

○（総務）小濱主幹

支援者の方につきましては、要援護者御本人から登録の申請があった際に、身内の方ですとか、御近所の方ですとか、あらかじめ御本人が決めて支援者として登録していただく場合もございますし、支援者の方が決まらない場合については、民生・児童委員ですとか市の訪問相談の人が御本人と話をし、近くの方に支援者になっていただけないかというような依頼もしているところでございます。

○高橋委員

それで、この支援プランというのは、いつぐらいまでに策定される予定ですか。

○（総務）小濱主幹

この災害時要援護者避難支援プランということなのですが、個々の方の個別の避難支援プランというのは、登録の際に随時つくっておりますので、今後も続けていくことになります。

ただ、災害時要援護者の方の把握の方法ですとか、個別票の共有ですとか管理、あとまた情報伝達ですとか避難誘導訓練の実施、また町内での支援体制のあり方などについて定める市の全体計画でありますので、これは現在、策定作業中でございます。

○高橋委員

策定中であることはわかるのですが、いつまでにそれができるのですかというふうに聞いています。

○（総務）小濱主幹

遅くとも年度内には策定するという事で考えております。

○高橋委員

8,800名という要援護者、私が思っていたよりすごく多いなと思っているのですが、問題は、名簿はつくりました、支援者もできました、では実際に災害に遭ったときに本当にこれが機能するのだろうか、若しくは訓練をするときにさまざまな課題があると思うのですけれども、やはり実働、若しくは訓練ということで、それを想定した内容を考えなければならない、検討しなければならないというふうに思っているのですが、この点については、どのように市としては考えていますか。

○（総務）小濱主幹

今年度は、蘭島町会、高島町会をはじめとして、町会主催で津波の避難訓練を行ったところでございます。その中で、市としましても、避難訓練の対象区域に住まわれている要援護者の方について市のほうで働きかけを行いまして、訓練に参加していただくというような形をとっております。実際に、今回もこれらの訓練の中でも、訓練に参加していただきまして、近所の方の声かけですとか、あと民生・児童委員だとか消防団の方の協力もいただきまして、実際の支援の方法などの確認を行っているところでございます。

また、今後もこの訓練の際には、要援護者の方に参加を呼びかけるほか、地域におきましても要援護者の方への

避難支援方法などを考えていただくような働きかけを続けてまいりたいと考えております。

○高橋委員

行っているという話は、今、訓練したところだけですよ、蘭島と高島だけですよ。小樽全域を見ますと相当高齢化が進んできているという状況を考えると、これはやはり早急に見直しも必要でしょうし、実際に訓練してみなければわからないということがよくある話で、これについては一遍に全部できるわけではないと思いますけれども、できるだけその現場に携われるような、時間をたくさんかける必要はないと思いますが、実際に動いてみて、こうだった、ああだったという実地の内容というのですか、そういうものを積み重ねていくことによって、ほかの地域にもいい影響が出るのだらうなというふうに思っていますので、この点の進め方については、どのように考えているのですか。

○（総務）小濱主幹

市では、今年、津波ハザードマップをつくりまして、まず津波の浸水区域にある地域の避難訓練ということで進めてきているところでございます。今年も先ほど言いました蘭島、高島、祝津町会ですとか、6町会ぐらいで避難訓練というのを行っております。まず、来年度も残った津波の浸水予想区域の未実施の町会について、訓練の実施について働きかけて進めていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 33 分

再開 午後 2 時 48 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○林下委員

◎食の安全を考える講演会について

一般質問でも伺いましたが、小樽市の食品放射性物質検査につきまして、検査対象を拡大するという点について、保健所からも大変前向きな答弁をいただきました。また、教育委員会からも、食品衛生法の基準値の中でも最も低い数値を参考にしていること、あるいは全国的に比較しても非常に低い数値であるということなどを説明いただきまして、市民にも広く理解をいただけたのではないかと私は思っております。

一方で、再質問もさせていただきましたけれども、食の安全を考える講演会の関係につきましては、理事者の答弁として、関係機関が協議をして、全国の自治体や生活協同組合などで幅広く講演実績がある講師をお願いしたと答弁されました。そういうことでありますと、講演の内容は市民に誤解を与える可能性があることを承知で講師を選定したことになるのではないかとというふうに思いますが、その点についてもう一度見解を求めたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

10月30日に開催されました食の安全を考える講演会についての御質問でございます。

今、お話がありましており一般質問でも御質問がありまして、そのときの市長答弁もあったところでございます。その話の繰り返しになってしまうのですが、講師の選定に当たりまして、講師の松永和紀氏については、これまで数多くの地方自治体あるいは生活協同組合などの各種団体などで多くの講演実績があったという、まずこれが

1 点でございます。

それから、この松永氏が科学ライターということで、多くの著書などを輩出しておりまして、科学に関する知識を非常にわかりやすく説明しているというような評価というものも聞いていたところでございます。そういうようなところを加味いたしまして、私ども生活環境部と保健所、小樽消費者協会、さらに小樽市の食品衛生協会が協力して、講演者というものを選んで講演会を開催したところでございました。

○林下委員

私も資料をじっくり見せていただきましたし、テープを、一部ですが、聞きました。市民からもいろいろな疑問の声として、「放射能を心配するよりも酒、たばこ、サプリメント、塩分、食べすぎ、やせすぎを注意することのほうが大事だ」ということを繰り返し主張している。あるいは、「放射能にうつつを抜かしているが、ほかにもがんの要因はたくさんあり、そちらのほうが問題である」と。あるいは、「放射能より O-157、ノロウイルス、健康食品あるいは窒息で年間 4,000 人が死んでいる」あるいは「放射能ゼロを追求すると、移住などで家族が別れ、精神的不安、経済的な負担、食の変化、食事の変更などで苦しむ人が増え、健康に影響が出る」「暫定基準値を厳しくすると大量の食品を廃棄することになり、食料や水が不足してパニックになる」という講演の要点で、市民もこういうことを市として本当に、言ってみれば、論点をすり替えて一方的な主張をしているのではないだろうか、こういうところに誤解を与える原因があるのだというふうに指摘をされております。

それで、小樽市の行政として、こうした講演内容を是としているのか、もう一度見解をお示し願いたいと思います。

○保健所長

保健所も生活環境部とともに共催でこの講演会にかかわっておりまして、私は、座長を務めました。それで、今日は、そのときプレゼンテーションに使われたパワーポイントの原稿をすべて持ってまいりましたけれども、今 5 点ほど委員のほうから御質問としてございましたので、それに該当するところを読ませていただきたいと思います。こういう答弁になると思っていませんでしたので、時間がかかるかもしれませんが、お許しくださいませ。

まず、「放射能を心配するよりも喫煙に気をつけることが大事」というコメントがあったかどうかでございますけれども、このお話は、一生の間にがんを発病するリスクといったお話のところから出たことかと思えます。なにしろ多岐にわたるかなり長い講演でございますので、最初のお話ではなかったかと思いますが、そのときに、医学的にも一人の人間ががんを発症するリスクという大変大きな話題で、その講演をするのであれば、かなり時間がかかりますが、発がんリスクを比較するというレジュメがございます。パワーポイントもございました。「1,000 から 2,000 ミリシーベルトの放射線を受けた場合、がんになるリスクは 1.8 倍、喫煙、飲酒毎日 3 合以上の場合、がんになるリスク 1.6 倍、やせすぎ 1.29 倍、肥満 1.22 倍、200 から 500 ミリシーベルトの放射線を受けた場合 1.19 倍、運動不足 1.15 ないし 1.19 倍、塩分のとりすぎ 1.11 ないし 1.15 倍、100 ないし 200 ミリシーベルトの放射線を受けた場合 1.08 倍、野菜不足 1.06 倍。出典、文部科学省『放射線に関する副読本（高校生用）』、国立がん研究センターのホームページ」となっております。このことをおっしゃっておられるのでしょうか。これは、国立がん研究センターと文部科学省が出しているデータでございます。

それから次に、「放射線にうつつを抜き」ということがございますけれども、「ほかにも考えなければならないことがあるのではないか」という 2 番目のコメントにつきましては、今もそういうお話になってございますが、がん、発がんといった問題を考える場合には、放射線以外の、今申し上げただけでもまだまだ足りないと思いますけれども、ほかにも医学的に申し上げますと肝炎ウイルスもございまして、HPV ウイルスもございまして、それから便秘という問題もございまして、いろいろございまして、発がんといった問題を考える場合には、放射線以外にも考えなければならないのではないかというお話は恐らくあったらと思います。

それから、「放射能よりもノロウイルス、O-157、窒息で」というところですが、窒息のお話は、この資料の中には、それは見られなかったかと思いますが、口頭であったかと思えます。

それから、「放射能ゼロを追求すると、家族が別れ別れになって経済的負担が増え、苦しむ人が増える」というところでございますが、これはお話の中で、ここで出てまいりました。福島第一原発事故が起きた直後でございます、一番危険な時期でございます。その直後に、もしも今と同じ厳しい基準を適用して、それ以上のものは食べてはならない、流通させてはならないという行政指導をしたとすれば、かなりの量の食料不足になった地域があるであろうというお話はあったと思います。当然ですが、事故の直後からと今とでは、放射線の被曝状況と申しますか、存在そのものが激減しているわけございまして、講師は、たしかもしも事故の直後に今の基準を当てはめたらそういったことが起きたであろうお話をされたというふうには、私も記憶にございます。

それから最後に、4 番目も 5 番目も同じ文脈の中でお話をされたというふうに私は記憶をしております。

○林下委員

私も一般質問の際にも申し上げましたけれども、保健所長は、医師ですから医学的な知識も含めてお話をいただいたと思うのですが、以前に小樽市医師会が主催をした講演会では、放射線を扱う医師から、体内に取り込んだ、いわゆる被曝をした場合に、放射性物質をなかなか体から排泄することは困難であり、したがって非常に発がんのリスクが高くなると、言ってみれば今回の講演内容とは全く正反対のような講演だったというふうに私は記憶しているのです。そういう観点からいけば、いろいろな説があることについては理解はしていますけれども、あまりにも一方的なこの講演の内容で誤解を生じる原因になったのではないかと、そういうふうな観点でお聞きをしたわけがあります。

したがって、ここでこういう現状をどう判断して、今後、小樽の行政機関として、本当にこの講演の内容を是とすることかどうかという点について、お尋ねをしたわけであります。この点についていかがですか。

○保健所参事

今、委員の御質問の中にありました医師会が主催されました西尾正道氏の講演会も、それから今回の講演会の中での後段、市民の方からの御意見もすべて把握しておりますので、その前提で答弁をいたしたいと思います。

まず、放射線の安全基準の考え方、今回、科学ライターの松永氏がおっしゃった、今、国が進めている放射線の安全基準の考え方は、国際放射線防護委員会、ICRP の基準に従った数値によって国の政策が進められています。それに対して医師会の講演会のときに西尾医師が引用されていたものの中では、EU で特に扱われている欧州放射線リスク委員会、ECRR という機関、これはどちらかという予防原則に立っておりまして、科学的に証明されていないことであっても、その予防のためにできるだけリスクを少なくしよう、例えば、現在起きている問題で言いますと、地球環境の中でのオゾン層の保護の問題がありますけれども、例えば今、ウィーン条約やモントリオール議定書によってフロンガスの規制がされていますが、これは予防原則に基づいたものです。科学的根拠が、要するにエビデンスがすべてそろっているわけではないけれども、オゾン層を破壊する可能性があるからフロンガスの使用をやめましょうということが予防原則の一般的なことと言われます。この観点に立った講演が西尾医師のお話の要点をなしていたところだと思います。

それから、10月30日の松永氏の講演のときに、質問ということではなくて、意見ということで市民団体の方々から御発言がありました。そのときにも、やはり具体的にICRP と、それからECRR、要するにどこの基準に日本はのっとっているのか、そのことが議論になったかと思います。松永氏の発言の中で、科学的根拠に基づいているのはICRP だという御発言があったかと思います。これは、要するに予防原則ではなくて、科学的に根拠があること、それに基づいて基準値を設定している。そういう考え方に基づいている。そのことが委員がお聞きになったときには、全く相反する二つの講演の内容があったというお話になったと思うのですけれども、これは国際的に見た中で、ヨーロッパでは今、申し上げましたECRR の考え方で予防原則ですから、かなり厳しい数値が扱われていると思います。日本やアメリカについては、ICRP の考え方が採用されていますので、そのことが今の違いになっているかと思います。

そういう意味では、今、国が進めている政策の中で、今の基準がどういうことに基づいているか、そして発がんリスクの観点について言うと、ほかの例えばたばこですとか、発がんの要因を有するものとの関係で言えば、こういう関係にあるという内容であったので、決して一方的とかそういうことではなくて、何の安全基準に基づくか、今の放射線の安全基準を設定するのに国がどの立場に立っているか、そのことを御説明した上での講演でありましたので、何が間違っているとかではなくて、今の日本で進められている放射線の安全基準は、この基準に、この数値に基づいて進めているということでしたので、その内容について偏っているとか、間違っていることではないと思っています。

○林下委員

今お話がありましたように I C R P と E C R R の関係ですけれども、このことについても見解の相違だというふうなお話をされたというように聞いておりました。見解の相違というものがあるとすれば、どちらを採用したのかということになると思うのですが、小樽市としては、結局 I C R P の基準を採用したということになるということだと思いますか。

○保健所参事

小樽市が採用したのではなくて、今の文部科学省にあります放射線審議会が採用しているもの、これが今の I C R P の数値に基づいたもの、この数値を出してきているわけですから、そのことに基づいて今の放射線の安全基準というものが出てきていると、そのことに基づいた国の通知なり講演があるわけですから、そのことを基本的には原子力安全に関しては国が責任を持って、財源についてもそうですが、国が進めるべきこと、それについて、小樽市として協力できることはする、市民の皆さんに情報提供をする、あるいは検査について協力をする、そういう立場にありますので、よろしくお願いいたします。

○林下委員

私の感覚としては、いろいろな見解があるとすれば、いろいろな見解を参考にしながら、今後、行政として対応していくというのが適当ではないかというふうに思うのですけれども、そのことと言えば、もう少し幅広い議論があっているのではないかと思うのですが、その点についてはどうですか。

○保健所長

まさに小樽市医師会ががんセンター院長を講師に選び、小樽市内においてそれをお聞きになった方がたくさんいらして、このたびの講演会で松永氏が講演をされて、まさに両方の講師の話を小樽市民は聞いたわけでございますので、小樽市民にとってはよかったのではないかと考えております。

本会議で答弁の内容にもあったと思いますが、100ミリシーベルト以下についての低い線量の放射線を受けたときの体への影響の考え方ということで、松永氏もこのグラフを出しておられますけれども、西尾医師も同じくグラフを著書の中で出しておられます。今、議論になっているのは、例えば広島、長崎のような、あるいはチェルノブイリのような、とても福島とは比較になりませんが、あいった高い線量の放射線を受けたときは、もう明らかにいろいろなエビデンスが残っておりますが、今回のように100ミリシーベルト以下の低い線量の放射線を受けたときの体への影響というのは、過去に事例も実績もなく、エビデンスがございませんので、それについては、両氏とも同じグラフを張りつけておられまして、ここのグラフに書かれていることは、100ミリシーベルトより大きい被曝線量では、上乗せリスクは明確。つまり、放射線を被曝した人としらない人とでの差、上乗せ分のリスクは明確であるという、これを引用されておられます。これ以下については、ほかの要因と区別できないくらい上乗せリスクが小さいということで、エビデンスがないので、点々点々で書いてあるのですね。要するに、がんで死亡する人の割合が、どれだけ変わるだろうかということについては、100ミリシーベルト以下は、今まで治験もなければ経験もなければデータもないから、これについてはリスクが小さいという同じグラフを両方の講師が引用されているというのは、大変興味深く私は拝見しております。

○林下委員

この問題については、こればかり質問しても仕方がないのですけれども、やはり同じグラフを使って、そのリスクがどれほどのものかという経験も実績もないからわからないと。だけれども、一方では予防安全、一方ではそういう必要はないのではないかというふうな意見が分かれている部分について、今後どういう扱いをしていくのかというところの考え方があればお聞きかせください。

○保健所長

繰り返しになりますが、放射線対策というのは国が、当時の与党は民主党ですけれども、国が定めて全国民に対してひとしく対策を行ってきておりますし、これからもそれが継続されるものと認識しております。国が定めた基準に従って、全国で同じ基準で対策がとられていくと。その中において私どもに何ができるか、それを最大限考えてまいりたいと思っております。

○林下委員

まさに見解の相違といいますか、受け取った人たちの考え方の違いなのかもしれませんけれども、私としては、やはりこれからもこの問題について、専門家の意見なども参考にしながら、また勉強していきたいと思っていますので、ぜひまた次の機会に質問をしたいと思います。

◎発達障害児への支援について

次に、先日、全国の小・中学生の6.5パーセントに発達障害の可能性があるという報道がありました。専門家の間でも大変難しい問題だというふうに言われているとお聞きしておりますが、文部科学省の調査では、4割が支援を受けられない現状にあるというふうに言われております。そうした中、小樽市の場合、どのような実態になっているのかということについて、例えば発達障害の可能性のある割合、あるいは教育的な支援を必要としている生徒が支援を受けられない割合がこの発表のとりの数字なのか、その点についてまず質問したいと思います。

○（教育）学校教育課長

発達障害の割合等に関する御質問でございますけれども、本市におきましても、市内の小・中学校において、通常学級の中に支援を必要とする児童・生徒が在籍しているという認識でございます。ただ、文部科学省が行ったような調査は行っておりませんので、発達障害の可能性のある児童・生徒が6.5パーセントいるというふうに示された具体的な数字までは押さえてはございません。

ただ、こういう発達障害の可能性のある児童・生徒への支援の部分につきましては、本市におきましても平成20年度から通常学級に在籍している児童への支援ということで、特別支援教育支援員を20年度から配置しております。24年度現在では20校に対して、今、支援をしているという状況でございます。これはあくまでも小学校に対しての支援でありまして、中学校まではまだ支援をしていないという状況ではございます。

○林下委員

新聞によりますと、この調査は2002年と今回で2回目だというふうに書かれておりましたけれども、10年前は6.3パーセント、今回の調査で6.5パーセントというふうに増加しております。それで、10年間で0.2パーセント増加しているということなのですが、児童・生徒数が減少している中で、そういうことを考えますと、この数値は大変深刻な問題なのかというふうにも判断されるのですけれども、その点については、増えているのか、あるいはそれほど深刻な状況ではないというふうな理解でいいのか、お聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

支援を要する児童・生徒数についてでございますけれども、本市としましては、先ほど答弁いたしました、平成20年度から特別支援教育支援員を配置してございます。その際に、各学校から、配置に当たりまして、通常学級において、今支援を必要とする児童数について聞いておりますので、その数字を見ますと、委員がおっしゃるとおり、児童・生徒数が減少する中、この支援を必要とする児童数が増えているという状況になってはございます。

○林下委員

もう一つお聞きいたしますけれども、知的な発達には全く問題がないのだけれども、学習面や行動面で混乱を示す学習障害、LDは4.5パーセント、注意欠陥・多動性障害、ADHDは3.1パーセント、ここで男子と女子でも差がある。あるいは学年が上がるほど割合は低下すると分析をされているというふうに言われていますが、この数値は、小樽でも現状と整合性はあるというふうな理解でいいですか。

○（教育）学校教育課長

本市において、このような具体的な数字については、現状では把握はしてございません。

○林下委員

今、具体的な数字は把握していないということなのですが、例えば男子と女子で差があるとか、学年が上がるほどに割合は低下するというような傾向というのはあるのですか。

○（教育）学校教育課長

男女の割合という部分については把握はしてございませんが、例えば低学年であれば落ちつきがないというような、そういった割合については押さえてはおりません。ただ高学年になればなるほど支援を必要とする児童が減少しているというようなことは考えられるかと思っております。

○林下委員

医師の診断だとか、そういったものに基づく場合を除きまして、今、学校でこうした生徒の一般的に支援策というのは、どういったことをしているか、お聞きいたします。

○（教育）指導室長

学校におきましては、委員も御存じのように平成19年に学校教育法が改正されまして、これに基づき特別支援教育ということで、校長のリーダーシップの下、6点ほど学校で取り組むこととして示されております。

中身につきましては、先ほど課長から話しました校内に特別委員会を置くということ。それと、実態の把握につきましては、早期発見、早期支援が非常に重要であるということから、校内にコーディネーターを配置しまして、その教員の下に情報交換を常に行うということ。3点目につきましては、特別支援のコーディネーターの指名を校長が行うということ。この者につきましては、校務分掌にしっかりと位置づける。また、関係機関との連携を図った個別的教育支援計画を策定するという。また、個別の指導計画の作成、この2点につきましては、小・中学校においては、必要に応じて作成するとなっております。また、ここが一番大事かと思うのですが、教員の専門性の向上という部分では、教育委員会としても研修の充実を図っているところでございます。

○林下委員

発達障害に関しては、今いろいろ御説明がありましたとおり、いろいろな支援策というのはとってきたというふうに御答弁をいただいているのですけれども、新聞などによりますと、教員に対する指導方法が徹底されていないと、それから実際の対応は担任一人にゆだねられているというような指摘がされています。これまでの答弁から言えば、この新聞の指摘というのは、どうも小樽では当てはまらないと思うのですけれども、全国的な傾向なのか、こういう指摘がされているのですが、その点については、どういうふうにお考えですか。

○（教育）指導室長

いじめの問題につきましても答弁しておりますけれども、やはり担任が一人で問題を抱え込まないための組織体制を、いじめもそうですし、この特別支援の関係で、いわゆる困り感を持っている子供がいるということを担任がしっかり把握するということが大事ということで、市内においても、さまざまな機会をとらえながら、そのことについては校長等を通じて指導しているところでございます。

また、小樽市に小樽市教育研究所がございまして、その部会の中で、特別支援教育の部会の中でもさまざまな議論をしながら、実際にどういう対応をしていったらいいのかというような具体的な指導のあり方についても研修を

重ねているところでございます。

○林下委員

小規模校が多いということで、もちろんこうした発達障害の子供を排除するということではないのですけれども、いわゆる学級崩壊ということの原因にも一部はなっているのではないかというような話も専門家ではされているようですし、やはりその組織的な支援、人的な配置といいますか、人的な張りつけも必要ではないかというようなことで言われておりますが、現状の中では、なかなかこういう課題を実現するというのは難しいと思うのですけれども、市教委としては、どのような考えをお持ちでしょうか。

○（教育）指導室長

実際に学校の小規模化ということもございます。教員が、やはり多くの人数の中で切磋琢磨しながら、指導方法を工夫しながら、きめ細やかに子供たちを見るというのは非常に重要なことでございます。そういう面でも先ほどの繰り返しになりますけれども、研修ということが本当に教員の指導力を向上していく、あわせて生徒指導体制というものを組織的にやっていくということが、本市においては、特に大事なことだと思っております。また家庭から情報が入らないと、なかなかわからない部分もございます。家庭との連携を図りながら、また関係機関とも十分な連携を進めながら対応していきたいと思っております。

○教育部長

障害を持つ子供の対応の部分と、それから通常学級に学習障害をはじめ、そういう発達障害の子供が同じ教室にいるという部分では、前段学校教育課長から話をいたしましたように特別支援教育支援員という制度を本市は持っています。現在、市内の小学校20校に20名を配置しているということで、通常学級の学習の手助けを子供たちにしていると、そういった状況でございます。引き続き、この特別支援教育支援員の内容の充実も含めて行ってまいりたいというふうに考えています。

○林下委員

◎ファミリーサポートセンター事業について

ファミリーサポートセンターの関係について伺いますが、本会議の代表質問でもこの問題についてはありましたけれども、ファミリーサポートセンターが開設されて1年2か月、業務委託でやっておりますが、ここ1年余り経過した時点で、問題点だと課題について、あったのかどうか確認したいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

問題点、課題ということで答弁させていただきたいと思えます。会員数の関係でございますけれども、会員には育児をお願いする依頼会員、それから育児を援助する提供会員、それから両方行う会員ということで、そういう三つの区分がありますが、直近の11月末時点では、依頼会員が172名、それから提供会員が117名、両方会員が20名ということで、合計309名でございます。この内訳のとおり、お願いするほうの数が172となっており、援助をするほうが117ということになっておりますので、会員数のバランスの問題は、課題としてあるという認識でおります。

○林下委員

開設時から議会でも議論がありましたけれども、利用料金については、やはり子育て中の親ということで、若い世代が多いために、料金設定については配慮が必要ではないかという指摘も当初からありました。それで、日常的な預かり、あるいは病気・緊急時の預かり、あるいは宿泊を伴う預かりの実績と料金については、平均的な数字でいいのですが、どうなっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

利用件数の内訳でございますけれども、先ほどの御質問で1年が経過したということで、昨年10月に開設され、本年9月までの1年間ですが、利用件数としては671件ございまして、日常的な預かりが584件で約9割、それから子供が病気の際の預かり、それから緊急の預かり合わせて87件、約1割でございます。宿泊を伴う預かりはござい

ません。

料金の関係ですけれども、ファミリーサポートセンター事業は業務委託ということで開始をしておりますが、主に今、申し上げたようなどういう理由で何人の方々が利用されているのか、そういったことを中心に報告をいただくような形でお願いをしてきております。昨年度からその事業を始めたということもございまして、やはり当初の取組としては、会員数を一定の規模といいますか、拡大しながら事業を円滑に進めていかなければならない、そういったような考えもあったのではないかというふうに思っております。そういった関係で、この約700件弱のものについて、例えば料金ですとか、時間帯ですとか、詳細な利用の属性については、報告を求めておりません。ただ、今おっしゃられましたように今後の動向を考えていく中で、どういう形が望ましいのかというのは検討させていただきたいと思ひますし、現状の資料の中で報告できるものがあれば、今後、まとめ次第、報告させていただきます。

○林下委員

ぜひ、そういう面での調査もお願いしたいと思っております。

それで、ひとり親世帯や低所得者を対象とした料金の助成制度というのが国の支援によって始まっておりますけれども、どのような内容になっているか、あるいは道内でも既にこの制度を利用して支援を実施している自治体があるというふうに言われていますが、現時点で実施している自治体を把握しているのか、その点について伺いたいと思ひます。

○（福祉）子育て支援課長

本市の利用料金の助成制度でございますけれども、通常の金額で申し上げますと、日常的な預かりにつきましては、30分300円ということで、1時間に換算いたしますと600円でございます。

それから、病児等の預かりにつきましては、1時間900円という設定をしております。それで、利用料の助成の対象の方々ですが、前年度の市民税非課税の方、それから、ひとり親世帯等の方を対象に助成を行っているところでございます。

実績的な部分でございますけれども、昨年1年間、平成23年10月から本年9月で申し上げますと、そういう要件に該当するというところで登録をされた方は18人おられます。その中で、その期間の中で利用した実の人数としては4人の方です。それから、利用の延べ回数としては、17回ということになっております。それから、助成した金額については、2万6,400円という内容でございます。

それから、他市の状況でございますけれども、今、利用に当たって助成制度を実施しているところでございますが、利用負担の助成の割合は違いますけれども、旭川市が実施しております。利用料金が日常の預かりで私どもの600円に対して700円にはなっておりますが、その5分の4の助成を行っているということがございます。それから、函館市のほうですが、日常の預かり1時間600円については同じですけれども、利用料金の3分の1ほど助成を行っている、そのような現状でございます。

○林下委員

小樽市でもこうした制度を実施していて、申請に基づいて、実際支援というのですか、そういうのをやっていると。実際4名の方が利用したというふうにお聞きしたのですが、そういうことで、制度としては、もう既に動いているという理解でよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

既に実施しております。

○林下委員

制度の内容でわからなかった部分もあって質問したのですが、まだ私どものほうに市民から問い合わせがあるということは、まだ周知が徹底されていないのではないかというふうに思ひますので、ぜひ申請すればできるということをこれからアピールしていただければと思ひますので、その点についてよろしくお願ひいたします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎行政の不作为について

まず、行政の不作为について質問したいと思います。

職員の皆さんは、市民のために毎日適切な業務をされていると考えるのですけれども、不作为というのは、法律的な言い方をすると、やるべきことをやらないということなのです。すべてのサービスについて皆さんがやりますから、お金が関係してくるという感じでございまして、そういう面では、いかに中身のあるものを適切に行うかという形で、それにどのようにするかということについて皆さんが毎日苦心しているのではないと思うわけですね。私は、この不作为という言い方をするということは、そうっていないのではないかと考えていまして、これらについて、各原課のほうに、市民のために仕事の中でそういうのを発揮しようかという形で、どのような感じで、皆さんのほうで指示されているのか、その辺のところについて、いわゆる中心的なところでの考え方としてはどうなっているのか、伺いたいです。

○総務部長

お言葉ですけれども、不作为というお言葉を使われましたが、どのような事案といいますか、事象をイメージされて、我々がやるべきことをやっていないとおっしゃるのか、私はよく理解できませんけれども、どういった場面で職員に周知をされているのかということは一つお尋ねがあったので、その部分は答弁をさせていただきます。市役所の中で申し上げますと、毎週月曜日に開催されている部長会議ですとか、何か政策を立案していくときの過程の企画政策会議というものもありますけれども、さまざまな議論する場面が用意されておりますので、その中で市長から市民のために何をすべきか、現在、市長がよく言われているのは、市民の安全なり安心を守ることというところに強調点が置かれておりますが、市長は、そういった場面をお使いになられながら市民のためにどういうことをなすべきかということは、常日ごろおっしゃっているというところでございます。

○吹田委員

個々に具体的にということもあると思うのですけれども、例えば今まで市でさまざまな外部に対する発注の部分では、不作为があったと思うのです。管理の関係であるとか、除雪も含めて、また建物についても、いわゆる発注する側がいかに適切なものを考えて、つくったか、それにかかわって受注される方々がどのような感じでできるという感じで来ると思うのですけれども、この辺について、皆さんが自分たちでできるものを一生懸命に取り組んだかどうかというものについてなのですが、私のほうでは、さまざまなそういうものについて、何か私たちのほうでは足りない、又は、市民も、何か市のやっていることについては、何でも費用の部分では、若干高めになっている部分があると、こういう言い方をされる、又は見ているという感じなのですけれども、その辺のところの考え方としてはどうでしょうか。

○委員長

それは、発注に問題があるということでよろしいのですか。

(「何について質問かちょっと」と呼ぶ者あり)

(「共通の理解が得られないのですけれども」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○(財政) 契約管財課長

発注方法もいろいろございまして、市としては、請負契約であれば市ができないもの、業者の方に目的を達成させるためにお願いをするという契約、また業務委託という形で市の職員がやれないものを、警備とか清掃とかそう

いうものをやるというものはあるのですが、その辺もあくまでも仕様をきちんとして、業者の方に納得してもらって、発注形態というものは整っている形でやっているといます。

○吹田委員

例えば、公共工事がありましたら、この辺についても、何か一つの基準があって、基準でしか数字をつくれないようなイメージで物事をされているというのが私はあると思うのですけれども、このあたりは、私は市の考え方を適切なものをどうやってつくるかということについて突き詰めていったのかどうかという問題、その辺のことについても私は足りないのかなと思っているのです。この辺については、例えばそういう公共工事をやっているところに、それとか下水道も含めてさまざまなことがあります、どのような形で考えていますか。

○（建設）建築住宅課長

公共工事ということで、私どものほうは建築物を発注して施工していただいているということで、その中でも積算基準といいますか、定められた基準の中で適正に算定をしているということでございます。その基準が適正だということで判断して算定をしておりますので、その結果が小樽市として特段問題はないというふうには思っております。

○吹田委員

私は、皆さんのそういう基準というのは、それしかないのだという言い方をするような気がするのだけれども、そうではないのではないかなと考えていまして、だから、さまざまな形の中で皆さんがさまざまな情報を集めて、これでできそうだという感じのことは絶対あると思っているのです。だから、基準というのは、標準だということです。標準というのは、あくまでの部分ですから、それにしなければならないという形のものを、例えば今もそういう形で基準でやっていますよと。基準でなければならないという何か法律はありましたか。

○（建設）建築住宅課長

基準というのは、やはり大事なものでして、それに従って算定するというのは、根本的な部分だと思っています。当然、国等からの補助金等が入った場合には、会計検査等も入りますので、基準に沿った形で算定していなければいろいろと問題になります。会計検査の場合は安ければいいということではございませんので、適正な価格で算定されているかということが議論になりますので、そういった意味でも基準がつくられる経過を見たときに、きちんと市場調査をされた中で、いろいろとそういった基準もつくられておりますので、それに従って算定するというのは、公共工事としては必要なことだというふうに考えております。

○吹田委員

今の答弁で、そういう形でやりますよということでございますから。

◎奥沢保育所の新築について

それでは、次の項目なのですけれども、奥沢保育所について今回予算が出てまいりましたが、この奥沢保育所の予算の立て方、また今回の奥沢保育所の大体のつくり方などについて、大まかなことでいいのですけれども、説明をお願いします。

○（建設）建築住宅課長

今回、補正予算として、奥沢保育所の建設関連予算を計上させていただいておりますが、その算定といいますか、根拠として作成したのが私どもでございますので、私から答弁いたします。補正予算として計上する段階では、まだ詳細な設計が固まっておらなかったもので、原課でございます子育て支援課から施設として必要とする設備、規模、仕様、そういった要望を聞いた上で、現在、業務を委託しております設計事務所が過去の実績等を参考に出した概算金額ということでございます。

現在、最終的な設計及び積算の詰めを行っておりますので、今回の予算額が最終的な設計額ではないということだけは、御理解いただきたいというふうに思っております。

○吹田委員

この建物等はどのような感じで作られるかということです。その規模などについては、どうなっていますか。

○（建設）建築住宅課長

建物の規模といたしましては、鉄筋コンクリート造平家建て、延べ面積といたしましては812平方メートルほどでございます。建築面積はこれより少し大きいのですが、延べとしては812平方メートルほどです。

施設の内容としては、保育室と乳児室、それから遊戯室等、それと厨房機器を備えた調理室ですとか、保育所でするので、そういった必要な設備が備わっているということでございます。

○吹田委員

平成24年度の関係と、その後の関係でも予算計上が予定されていますから、この内容をお聞かせください。

○（福祉）宮本主幹

奥沢保育所の建築関係の予算につきましては、建設工事費として2億7,100万円、それから工事監理業務委託費として750万円の計2億7,850万円を今定例会で計上させていただいております。それ以降、平成25年度当初予算で園舎周辺の外構工事に関してであります、これが約2,000万円、それから26年度以降になりますけれども、現園舎の解体工事費、それから園庭整備などの外構工事で1,900万円ほどを計上する予定でございます。

○吹田委員

今回のこの工事は、例えば国土交通省とか、会計検査院が来られるような工事になると思いますか。いわゆる国からお金が入るかどうか、その分け目なのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

公立保育所を地方自治体が建設する場合でございますけれども、国からの財政的な支援は現在ございません。平成18年度から一般財源化されておまして、以前のような施設整備交付金のような国からの直接的な財政支援というのはございません。

しかし、その一般財源化された補助金相当分につきましては、起債が充当されることになりまして、その元利償還金は一部交付税措置される、そういうメニューに移り変わったというふうに聞いております。

会計検査の対象になるかというお尋ねでございますけれども、国からの直接的な財政支援というのはございませんので、会計検査の対象にはならないというふうに考えております。

○吹田委員

昨日、会計検査院と国土交通省に電話しまして話を聞いたのですけれども、会計検査院と国土交通省では国でお金を出していないものについては地方でやっていただくからこちらには関係ないですよと言ったのですね。ということは、会計検査になるかというのは、確かに先ほど答弁されたとおりです。これは小樽市独自の事業ですから、小樽市が勝手にやるのですからね、逆な言い方をすれば。ですから、そういうものに縛られないということですよ。なおかつ、あちらのほうで言っているのは、道の単価であるとか、地域だとかというのは、それは標準だから、そういうのを使わなくてもいいですよということしか言っていないよと言っているのですね。小樽市は、標準を使わないとだめだということを言っていますけれども、その辺のところの見解が若干違うのですが、それはいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

まず1点目は、小樽市独自の事業で、会計検査が入らないので、小樽市がある程度の裁量といいますか、やり方があるのではないかと御質問ですが、基本的に公共工事ですから、会計検査が入ろうが入るまいが基本的には同じような積算をするというのが、基本的な考え方でございます。

北海道の単価につきましても、確かに標準単価という表現にはなってはございますが、北海道の営繕工事の単価につきましては、今年度きちんと市場調査をされて決定されておりますし、各調査の結果、地方によって価格にば

らつきがあるものについては、きちんと地方単価という形で策定をされておりますので、小樽市としては、それを使わなければだめだということではなく、その単価表が適正なものであるという判断で、これらを採用しているものでございますので、その辺について御理解をいただきたいというふうに思います。

○吹田委員

この状況全体を札幌の設計会社に聞きました。補正予算では坪単価で113万円ぐらいなのですが、札幌の設計会社では約80万円ぐらいでいくと言っているのです。あまりにも差がありすぎるので、その辺のところは、確かに予定はそうでも、実際にそのぐらいで落ちるのかどうかという話なのだけれども、その辺について皆さんは、どのような想定をされますか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員から坪80万円のできるのではないかなというお話がありましたが、その坪80万円のできる保育所というものの規模若しくは仕様、そういったことがわかりませんので明確には答えられませんが、今回のような平家建てで、非常に細い部屋がたくさんございますので、間仕切りが多いということでございますので、一般的な建築物に比べると、工事費は多少割高にはなるのではないかなというふうに考えています。先ほども申し上げましたとおり、こういった建物の規模、必要な設備等につきましては、あくまでも原課である子育て支援課と十分な協議をした上で設計しまして、先ほど申し上げました積算基準に基づいて一つずつ積み上げて適正に価格を算定しますので、あくまでも工事費は、その積み上げた結果ということでございます。

ですから、坪単価が80万円がいいとか悪いとかではなくて、必要な設備、必要な価格、それを積み上げた結果が、今回はまだ概算ですが、今、作業としては、そういった作業をやっているということで御理解をいただきたいと思います。

○吹田委員

今回出たものが、概算という形で、それでなおかつこの予算がそのまま動きますから、数字が決まったら補正で組むという話なのですから、そういう形になると思いますか。実際は、これで済みますよというような、そうした数字はないはずなのです。概算で概算でと先ほどから言っていますけれども、そのような数字を、私たちが、ああ、そうですかという話になるかどうかという問題なのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

確かに設計がすべて完了してから、その決まった金額で予算要求するのが本来なのかもしれませんが、いろいろと開設時期の条件や我々の作業の工程といったものを考慮した中で、今回はどうしても概算で出さざるを得なかったという状況でございます。だからといって、当然予算額ありきで我々設計を進めるわけではありませぬので、それを目いっぱい使えばいいということではなくて、きちんとその予算の範囲内におさめる形で設計をするということを考えておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○吹田委員

それと、今回のこの例えば建築主体と、それから電気設備とか機械設備とかとございますけれども、発注を分けると、それだけ単価が上がる感じがしますが、この辺のところの手法というのは、これが正しいと思いますか。

○（建設）建築住宅課長

建築主体、電気設備、機械設備という三つに分割して発注するということも今回の工事でも考えておりますが、基本的には、それぞれの工事、専門分野でございますので、それぞれの工事で元請となって専門技術を持った現場代理人が配置されて、元請として責任を持って施工することで専門性を生かしたより質の高い施工が期待できるということがございまして、小樽市の発注する工事では、今までもこれと同様な考え方で発注しております。

また、一体発注をした場合には、どうしても電気設備、機械設備、こういった業者が下請で入ることになることになりませんが、下請の場合、いろいろな面から地元業者ではないということも十分考えられますので、基本的には

地元業者優先という観点からも、分割して専門性の持った地元業者に発注するというのが、我々としては望ましいというふうに考えております。

○吹田委員

この本体工事は、地元でない方がやるのですか。小樽の場合は地元で J V を組んでやるのが基本だと思っているのですけれども、要はこの電気設備とか機械設備については地元、ほかはもっと広いところからやると、こういった事業のやり方なのですか。

○（建設）建築住宅課長

いえ、そういった説明ではなくて、建築主体、電気設備ともに地元業者に発注するということは、当然考えております。先ほど例で出したのは、建築、電気、機械を一体で発注した場合には、当然、建築主体工事が地元業者でとることにはなるのですけれども、建築業者は、電気、機械の専門ではないですから、そういった業者というのは、当然下請で入ってくるだろうということですので、そのときに地元の業者が入れるかどうかというのが、わからないという、そういった不確定な部分もあるということで申し上げたものでございます。

○吹田委員

私のほうは金額的には全然数字が納得いかない感じでございまして、これから精査するということですので、それでどの程度になるかについて、また数字が出ましたら、知らせていただきたいと考えます。この関係については、クエスチョンマークが大きすぎるかなと思っております。

◎小樽病院におけるノロウイルス感染症の発生について

続きまして、ノロウイルスの関係で、今回、小樽病院でノロウイルスが発生したことについて、発生した経緯とか、それから実際にどの程度の方がなった、また、その終息はどのようになったかということについてお聞きします。

○（樽病）事務室次長

ノロウイルスの感染症の発生した経緯ですが、12月5日の深夜から患者が発生いたしまして、13日までの間に患者で38名、職員で11名の発症者を確認しております。

終息は、12月10日から4日間連続新たな感染者が全病棟においていないということを確認した上で、12月14日付けで終息宣言をいたしております。

○吹田委員

このことについては、非常に適切な情報公開があったと思うのですが、この感染症の関係の対策については、小樽病院の場合、どのような対策を通常とっておられるのかと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

○（樽病）事務室次長

小樽病院におけます基本的なノロウイルスの対策につきまして、主なものを説明いたします。

まず、例年、ノロウイルスの流行時期になりますと、院内にノロウイルス感染防止対策の周知を行っております。それによりまして、感染対策の強化に取り組んでいます。入院中の患者に有症状者が発生した場合には、原則該当する患者を個室において管理させていただいておりまして、感染拡大の抑制に努めております。

また、病室内やトイレなどの環境清掃については、ピューラックスという消毒液を濃度0.1パーセントに統一しまして、接触の頻度が高いところのふき取りを職員に対し徹底しております。

また、ふん便、吐物の処理につきましては、適切な感染防護具の着用をした上で処理をするよう職員に周知をいたしております。

また、職員並びに患者、お見舞いの方などに対し、手指の衛生保持の注意喚起をするためにポスターを掲示いたしましたり、職場ミーティングなどで、その徹底について喚起をいたしております。

このほかにも感染拡大防止策については、さまざまなことに関して徹底し、取り組んでいます。

○吹田委員

ノロウイルスが終了したということで判断したと思うのですが、この判断というのは、小樽病院でされたのか、私は基本的には、こういうものの衛生管理の関係は保健所と考えていたのですが、この辺はどのような形で動いて判断されたのですか。

○保健所長

当然でございますけれども、感染症の終息につきましては保健所で判断をいたしまして、小樽病院に通知をしております。

○（樽病）事務室長

保健所の一応終息という話を受けまして、小樽病院としまして、院内の院内感染対策防止委員会で、すぐ院内の感染対策マニュアルに基づく初発日、新たな患者が発生しなくなって4日間経過ということで確認をした上で、病院としまして一度終息ということで取扱いをいたしました。

○吹田委員

今回のノロウイルスの関係では、小樽病院のほうで新たな入院患者を受け入れないということになったのですが、これによる入院患者の数がどの程度減ったとか、またそういう点では、見方によっては、収入的にも大きく影響したのかなと思うのですが、この辺について、どのような感じで見えていますか。

○（樽病）事務室次長

今回のノロウイルス感染症の発症による影響については、まだ詳細な検証には至っておりませんが、入院制限をとったことによりまして、昨年同時期と比較しても大幅に患者数が減少していることが確認されています。したがって、入院収益におきましても、千万単位の影響があると見込んでおります。

○吹田委員

どちらにしても、病院は患者が来て幾らの世界でございますから、こういうところは、すごく大事だと思うのです。私のほうは、今後もこういうものは常に来るという感じで見なければだめだと思いますから、そういう面では、病院としまして、今後、特にどのようなことを注意し、また外来に来られる方、入院患者の見舞いを含めて、さまざまな方にそういうことの連携が必要だと思うのですが、その辺のことについて、どのような対策を特にとっていかうと考えていますか。

○（樽病）事務室次長

この感染防止対策につきましては、先ほども説明させていただいたような基本的な感染対策については、さらに強化を進めてまいりたいと思っております。

また、病院に対して来訪されたお見舞いの方や外来の患者に対しましても、わかりやすいポスターなどを現在も既に掲示しておりますけれども、周知徹底を進めてまいりたいと考えております。

○吹田委員

どちらにしましても、私が一番心配なのは、入院患者の見舞いに来ている方々が、歩いている最中に吐くということです。少し吐いても、それをきちんと施設側に、病院側に話をして、こうだということを言ってこない限りは、そのままとなって感染が始まるという形になりますので、この辺は特に大事かと思っています。

ノロウイルスにかかわって、基本的には保健所が持っていらっしゃると思うのですが、現在のノロウイルスの感染状況について、大まかなものを聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

ノロウイルスによります胃腸炎の発生状況についてのお尋ねでございますが、まず毎週、市内の4か所ほどの医療機関より、患者の診断数を報告していただいております。

その報告数でまいりますと、11月末から患者報告数が急増してきておりまして、11月26日から12月2日の1週間

の間では、4 医療機関から 84 名の方の報告がございまして、この時点で警報という段階に至っております。その後、その次の週には 66 名、さらに先週でございますが、12 月 10 日から 16 日の間には 52 名ということで、その後も警報レベルの状態が継続しているという状況でございます。

それから、集団感染の発生状況でございますが、大体この胃腸炎は 11 月の寒い時期から春先ぐらいまで発生することが多いのですけれども、今年は 11 月中旬ぐらいから保育所や幼稚園、それから先ほどの小樽病院での発生などで、本日までに 5 件の発生がございまして。それで、昨年の寒い時期と比べますと、昨年については 11 月とか 12 月とかそういった時期別には発生はございませんでしたので、今年は 11 月、急激に寒くなってまいりましたので、そういったこともあるのか、今年の発生状況としては昨年と比べても多い状況でございます。

○吹田委員

この感染症については、市民の皆さんが本当に共有していただかなければならないという問題があると思うのですけれども、施設の関係では、保健所に対して報告をしなければならない義務というのは、どういう状況のときに報告しなければならないのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

施設の中での感染症の発生につきましては、およそ目安といいますか、基準がございまして、1 週間の間に 10 名以上の発生があったような場合には、御報告をいただくことになっております。

○吹田委員

先ほど二つの原課が答えたのですが、4 日間の発生がなければ終息だという感じでとらえることが基本的にはいいと考えますか。

○（保健所）山谷主幹

この胃腸炎の場合には、潜伏期間が大体 1 日から 2 日でございますので、終息に関しましては、その潜伏期間の 2 倍の期間、4 日間を経過した後、新たな発症者がいない場合には終息と考えることとしております。

○吹田委員

この問題については、これからも常に起こることですので、特に市民の皆さんへの注意喚起については、すごく重要なことだと思うのですが、この辺のことについて、今、保健所ではどのような取組をされていますか。

○（保健所）山谷主幹

周知、啓発に関するお尋ねでございますが、まず集団的な発生がございましたときには、報道発表をしてございます。それとあわせて、ホームページにも公開をしております。

それから、保健所では感染症の領域、それから食中毒の担当している領域もございまして、それぞれ啓発は 11 月から行っておりまして、まず食品の関係でございますと、関係する施設や製造業者ですとか、そういったところ 408 か所に対して、この 11 月から 12 月にかけて、文書ですとかチラシにおいて予防に関する啓発を行っております。

それから、感染症の部分についてですが、今年は胃腸炎の急増が早くより予想されておりましたので、11 月に入りましてから子供、保育所や幼稚園、学校関係、それから介護関係の施設でありますとか、社会福祉施設、そういったところを対象といたしまして、これも文書と具体的な嘔吐物などの処理に関する方法ですとか、それから消毒液の濃度などを書いたもの、チラシを合わせまして、およそ 450 か所ほどに啓発を複数回にわたってしております。

それから、11 月末からは、警報のレベルにありますので、まだそれが継続している状況でございますので、報道各社に対しても啓発の依頼をかけているところでございます。

○吹田委員

ぜひこれらについても、市民の健康を守るためのことでございますので、進めていただきたいと思います。

保健所の皆さんに一つお願いしたいことは、今、報道関係の方が、幼稚園とか保育所へ、個々単独に無差別に電話をして、そちらでそういう感染症が出ていないのかどうかというようなことを取材しているのです。何か電話の

対応では、非常に陰悪な感じになっている部分があって、私はこれについては、保健所が管理しているので、こちらから情報を流すことにしていただき、このことをしっかりと報道機関に対して周知していただきたいと思いますというのは、このことですが、これについて何かございますか。

○保健所長

感染症が発生した場合に私どもは公衆衛生学的な見地からいろいろな行動を起こしますが、まず報道機関への情報提供に関しましては、公衆衛生学的な見地から市民への周知が必要な場合に、その内容を決定いたしまして、報道依頼をしております。

それから、報道機関の皆様が、各幼稚園、保育所に取材をされるということにつきましては、私どもは承知してございません。

○吹田委員

私としては、情報は、保健所で管理しているので、保健所で聞いてくださいというようなことを言っていたほうがいいのかなと。確かに、幼稚園とか保育所に直接取材したらだめですというのは、保健所で言えませんから、感染症に関する情報は、保健所で管理していますから、こちらから提供するものを確認してくださいということで言っていたきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

◎除排雪について

次に、除雪についてですけれども、今年度も当初予算では除雪費がなく、予算を組み直してやったのですが、この除雪について、今回の予算の中ではどのような形で除雪をやる形になっているのでしょうか。例えば、通常は、どこどこ、どういう形のところをやりますとか、排雪はどのようにしますとかとなっていると思うのですけれども、基本的な考え方をお知らせ願います。

○（建設）雪対策課長

除雪のやり方についてでございますが、幹線道路、それから生活道路等を出動基準に基づいて除雪を行います。道路幅員が狭くなりまして、交差点の見通しが悪くなったときには、適宜排雪をするというような作業計画をしてございます。

○吹田委員

基本的に除雪については、1 種路線、2 種路線、3 種路線という除雪路線がありますが、これらについて、どのような対応で除雪をするかということについて、その辺の内容が聞きたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪路線は大きく三つに分かれておりまして、1 種路線につきましてはバス通りなどの幹線道路、3 種道路は地域の生活道路、2 種路線は幹線道路と生活道路を結ぶ補助幹線道路的な役割でございます。それぞれの除雪路線に応じて除雪出動基準を定め、必要な回数を除雪してございます。

○吹田委員

その基準というのは、どういう形になっているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪 1 種路線につきましては、降雪量がおおむね 10 センチメートルあって、除雪作業が必要なとき。2 種路線と言われているのは、おおむね降雪量が 15 センチメートルあって除雪作業が必要なとき。3 種路線については、特に降雪量による基準は定めていないのですが、通常は圧雪管理をしております、暖気等で道路がざくざくになって走行上かなり支障があるという場合について除雪を行っています。

○吹田委員

先ほども他会派の委員が質問しておりましたけれども、基本的に排雪をやるということになっていると思うのですが、この排雪は、今回の予算の中で、どの程度の回数を想定しているのか。また回数が増えれば補正で対応する

かもしれません。それと、そもそもの計画では、どのくらいの期間でどういうところでやるのかということが最初に想定したと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

現行予算では 9 億 5,000 万円ということでございます。それで、おおむね排雪については 1 回程度で見込んでいます。ただ、気象状況によって対応が必要な箇所については、適宜回数について考えていきたいと考えています。

○吹田委員

排雪は 1 回しか予定していないのですか。1 種路線あたりが何回か排雪していると思うのですが、本来の予定は 1 回分、9 億 5,000 万円でしか見ていないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

近年の降雪状況を踏まえますと、幹線道路につきましては、おおむね 2 回の対応が必要になってございます。そうなりますと、平成 22 年度、23 年度は、降雪量が 7 メートルございました。そういうときに対応すると、どうしても当初予算では、なかなか厳しいものがあるということになっております。あくまでも気象状況によって排雪の回数というのはついて回りますので、特段この路線について何回ということは定めてございません。

○吹田委員

私も今回の降雪では、特に小さな子供たちが道路に出ようとしたときに、あまりにも雪が高くて危険だということで、市民から話が来ているのです。ですから、こちらとしましては、市道は年内に排雪をするようなことになるのだろうか、また、そういうのを計画しておかなければだめかと思ってもいるのですが、今の話を聞いて 1 回しかないのだったらどうするのだとなってしまうのですけれども、そういう感じで見られないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

現行予算についてということで話させていただいたのですけれども、あくまでも除雪事業というのは、自然相手のことでございますので、現地の気象状況ですとか、道路の幅員、雪山の高さによって対応が必要な箇所については、適宜やっていかなければならないと思っておりますので、今おっしゃられたように年内どうしてもそういう状況になれば、対応をしていかなければならないと考えております。

○吹田委員

今、1 回の排雪ということで質問したのですが、排雪についてはそもそもどの程度の予算を見ているのでしょうか。9 億 5,000 万円というのは、1 回の排雪の金額ですか、そのうち幾らは排雪の金額として見ますよということなのか、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪という形で特定した形の予算は組んでございませんけれども、全体のうちおおむね 2 億円前後の費用がかかっているという結果でございます。

○吹田委員

それは、過去の実績の見込みですか、それとも通常の排雪は 1 回に 2 億円かかると、そうすると 2 回やったら 4 億円かかるという感じで見てよろしいのですか。

○（建設）雪対策課長

あくまでも予算に対して 2 億円程度見込んでいるということでございますので、ただ気象状況によって対応が必要になったということになれば、排雪対応の部分は、状況に応じて予算を増額するよう協議してまいりたいと思っております。

○吹田委員

基本的に小樽の場合は雪が多いですから、そういう面では、快適な生活をさせてあげたいと考えたら、除雪、排雪は非常に重要だと思いますので、ぜひその辺も予算の範囲だと言いながらも適切な判断をいただいて進めていた

だきたいと考えますが、特に小樽の場合は、高齢者が多いですから歩くのにも大変なことになりますので、その辺も含めて、ぜひお願いしたいと思います。

○吹田委員

◎地方自治体への権限移譲について

厚生常任委員会でもお話ししていた方がいたのですが、今、地方に対してさまざまなものを業務的な部分を含めて、財政的なものも含めて、移行しようということを進めている中で、福祉施設についても、今そういう認可などの法人的な部分について、市町村におろすという感じで今、国がやっていますけれども、私は、やはりそういうことについては、基本的には国が責任を持つというのが大事だろうと思っていまして、この辺について、そういう動きが今ありますが、市として、その辺のところはしっかりと、通常の業務のことはいいとしても、そういう基本の部分は国で持ってもらいたいところなのですが、小樽市ではその辺のところについては、どのような感じで考えているのかについて、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

基礎自治体への権限移譲についてですが、この権限移譲は、昨年の第 2 次一括法によって法に基づいて権限が移譲されているものでありますから、市として、それを受ける受けないは判断はできないものと考えております。

ただ、今、委員がおっしゃったとおり、業務の全体のうち、事務处理的なものが自治体におりてくるものでありまして、国において、責任が全部自治体であって、国が責任を持たないということではありません。

○吹田委員

どちらにしても、こちらでは見方としては、やはり一穴でございまして、どんどんどんどんそういう話をして、国が責任を持たないという状況になる可能性は十分にあると思いますので、ぜひその辺はきちんと押さえていただいて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎議案第 7 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第 7 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について伺います。

手数料条例の別表第 54 号から第 61 号について、設置と利用の実態について、先日の中島麗子議員の代表質問への答弁では申請の予定が見込まれないということで述べられていますが、過去どのぐらい設置と利用がないのかお示しいただきませんか。

○（保健所）生活衛生課長

別表 54 号から 61 号に関しましては、保健所で所管しておりますと畜場法と食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する部分ですので、生活衛生課のほうから回答したいと思います。

屠畜場に関しましては、以前市の施設がございまして、明治 32 年開設、その後、昭和 35 年に建て替えした後、昭和 60 年度に廃止しておりまして、その後、設置及び利用はございません。

また、食鳥処理事業に関しましては、小規模の施設が民間業者で 1 施設ございまして、平成 4 年 4 月に開設し、平成 18 年 7 月 20 日廃止した以後、設置及び利用の状況はないというふうになっております。

○小貫委員

屠畜場については、30 年近く、食鳥のほうも平成 18 年から設置されていないわけなのですが、市内の業者などが仮に利用したいということがあった場合には、どのようにすればいいのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

市内の事業所が、もしそういった施設を利用するとなりますと、道内のほかの自治体の関係法令の許可を受けた現在稼働している施設に持っていく必要があるというふうに考えております。

現在、保健所で把握しているものといたしましては、屠畜場は道内で14か所、食鳥処理場につきましては小規模を除いて8か所ございます。実際に J A グリーンセンターに問い合わせいたしましたところ、屠畜場に関しましては早来町の施設を利用しているというふうに聞いております。

また、鶏に関しましては、どこを利用しているか、具体的にはわからないということでございますので、実際には一番近い千歳市あたりに持っていくことになるのではないかとというふうに考えております。

○小貫委員

それで、この同じく中島議員への代表質問で、定期的な使用料及び手数料の改定は、行政サービスの対価から徴収する受益者負担ということで市長は答えています。だから見直すのだということなのですが、利用がないのに行政対価を、そして見直すという、その意味が私としては納得がいかないのですが、なぜ見直しをする必要があるのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

申請などの見込みがない手数料の改定についてでありますけれども、手数料条例で規定する手数料につきましては、市の事務として申請などを受ける必要があるといったものについて、その行政サービスの対価として規定しているものであります。現状として、その申請の見込みがないものにつきましても、今回の使用料及び手数料改定の基本的な考え方に基いて見直した結果、改定することとしたものでありますので、全体的なすべての使用料・手数料について見直した中で、これについても同様に見直したという内容になっております。

○小貫委員

それにしても、何も今やる必要はないのではないかなと私は思います。いずれにいたしましても、新しく仮に設置されたときに市民負担が今よりも増えるということになり得ますでしょうし、そういう観点からも、この議案第7号については、値上げをすべきではないのではないかと意見を申し述べまして、次に、議案第8号と議案第20号にかかわる問題に移らせていただきます。

◎市民センターの利用料値上げと指定管理者の指定（議案第8号・第20号関連）について

議案第8号及び議案第20号、市民センターの利用料の値上げと指定管理者の指定についてですけれども、これも昨日の予算特別委員会でも中島麗子議員が指摘していましたが、値上げた利用料は、結局、指定管理者に収入として入ると。確かに小樽市民センター条例では、そのようになっています。指定管理者として、そうしたら収入が増えた結果、小樽市として、どのような財政効果を見込んでいるのでしょうか。

○（生活環境）辻主幹

市民センターの利用料値上げの財政効果についての質問でございますけれども、指定管理者としての収入がおおよそ130万円の増額が見込まれますので、その分小樽市からの委託料としての指定管理代行料を同じ額分だけ減額させていただきます。これが小樽市としての財政効果でございます。

○小貫委員

それで、その議案第20号の指定管理者の指定についてなのですが、平成22年度の指定のときの債務負担行為の限度額と、今回の債務負担行為限度額の2億6,527万2,000円との差額は幾らになるのですか。

また、単年度でしてみたら、どのぐらい下がるのかお示してください。

○（生活環境）辻主幹

平成22年度の債務負担行為限度額は3億1,015万円でしたので、差額は4,487万8,000円でございます。

また、単年度の差額は、1年目が1,468万円、2年目が1,527万4,000円、3年目が1,492万4,000円でございます。

○小貫委員

単年度で見れば、要は約1,400万円から1,500万円の中で契約金額が下がるわけなのですが、なぜそこまで、要は130万円の財政収入が指定管理者は増えると、しかし契約は1,500万円下げられていると、ここの理由をお聞かせください。

○（生活環境）辻主幹

今回の指定管理者の公募に際しまして、申請者が公開されている委託料の金額に対して、自分たちでできるノウハウをかんがみ、積算の中でできると判断して提出してきた金額が今回のものであると思われます。

○小貫委員

要は、指定管理者がそこまでだったら切り詰めて運営することができるという判断でこの金額を示してきたということだと思うのですが、果たしてそれで疑問なのは、要は1,500万円も経費を削って、その市民サービスに対応する十分な管理運営を行うことができるのかということが心配なのですが、それについては、どう考えているでしょうか。

○（生活環境）辻主幹

市民センターの管理・運営につきましては、大きく分けて二つございます。一つは施設の管理・維持でございますし、もう一つといたしましては舞台運営がございます。今回の候補者でございます小樽ビル管理及び大幸総業につきましては、施設管理、それから舞台運営を長年携わってきた事業所でございます。指定管理者選考委員会の中でも聞き取りをしています、管理・運営については問題なくできると判断しております。

○小貫委員

それで、あまりにも指定管理者が広がってきた中で、総務省が通知を出しています。平成22年12月28日ですが、そこには「指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため」に設けられたのだと。それで、そこの中には「単なる価格競争による入札とは異なる」ということと、そのほか合計で八つの指摘があるのですが、「指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること」というように指摘されています。

先ほども述べましたように、契約料が下がることによって住民の利便性の低下又は指定管理者の中で働く労働者の労働条件の悪化につながらないように、市としても十分監督していく必要があると思うのですが、それについてはどう思いますか。

○（財政）契約管財課長

指定管理者の施設につきましては、まず今回の市民センター等以外のものでも仕様書の中で関係法令の遵守ということで、その中の一つで労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令を遵守してくださいというのは、まず仕様書の中で明記しております。これらの関係法令は、最低限守っていただかなければならないという趣旨の下でうたっております。

それと、今回の市民センターの場合、必ずしも金額が下がったからこの労働環境が安くなったのかということでは決してありませんで、今回は管理経費の削減が図られたというのが大きな要因だと思いますが、基本的に選考委員会では、金額だけの要素ではなくて、申請者の会社の経営状況、安定した経営、そういうもので安定した経営が図られるかどうか。また、事業計画の内容等も評価の一つにしておりますし、労働に関しては、市民サービスにつきましては、利用者の利便性の向上は図られているか、また管理経費の削減が図られているか、各種使用団体との連携が図られているか、自主事業等がある場合は、その内容が市民ニーズに合っているかどうか、それらを総合的に判断して、個々に項目を立てて点数化して業者を選定している状態であります。

○小貫委員

選定の結果はいいのですけれども、要は今後これから価格が下がって運営をしていくわけだから、地方自治法にはその運営状況を毎年事業報告書を作成し、地方公共団体に提出するというふうになっているように、毎年事業報告書が出てくるわけだから、その事業報告書を基にしっかり法令を遵守しているかどうか、又は利便性が低下していないかというのは監督していく必要がというような答弁だったと思うのですが、そういうふうにも今後も低下がないようにしていく、値段が下がったことによって低下していかないように、さらに強めていくという必要性があるのではないのでしょうかという質問だったのですけれども。

○（財政）契約管財課長

先ほども言いましたように、委託料が下がったのは必ずしも労働賃金を下げたというものではなくて、例えば今まで10人かけてやっていたものを効率性を基に8人で済んだというようなケースもございます。そういう意味で、当初の中では、労働賃金だけではなくて、そういう経営自体の仕組み、効率性、その人数できちんとした運営ができるかどうかということを選考委員会の中で決めてやっております。

その間、決まった業者につきましては、当然、事業報告書なりが原課に出てきますので、そういうもので執行している中では管理していくものと思って考えております。

○小貫委員

議案第20号について、平成21年第4回定例会で同じく指定管理者の指定があったとき、私たち共産党は別に反対をしなかったのです、今回は、先ほど説明があったように利用料の値上げとセットで、債務負担行為の限度額が設定されているという問題で反対という立場をとるわけなのですが、そもそも公の施設というのは、やはり先ほどから紹介しているように地方自治法に「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」だと。そして、指定管理者制度は、同法第244条の2第3項で「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、」指定管理者にするというふうにしているように、やはり市民のニーズ、需要に対して、行政として、そのサービスを私は行っていく必要があると思います。ですから、そういう観点からしたら値上げすべきではないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○（財政）柴田主幹

使用料の値上げについてでありますけれども、市長答弁もありましたとおり使用料を幾らにするかということにつきましては、必ずしも明確な基準があるというわけではありません。ただ、市民利用者、受益者負担を幾らかは求めていかなければならないという状況にあります。一つには、その施設に係る経費すべてを受益者に負担していただくという考え方がありまして、そういうことで考えますと、今、指定管理に係る3年間で2億数千万円、プラスその施設の修繕、そういったものを全部回収するかといった場合には、そういうことには決してならないと思いますので、その負担を幾ら求めるかというところを考えていかなければならないといった場合に、今回につきましては、道内主要都市の平均をとるといったことで改定していきましましたので、今回3回までの改定につきましては、こういった基準を基に改定してきているという状況であります。

○小貫委員

今、受益者負担だということを言うのですけれども、市民センターの施行規則には利用料の減免がいっぱい記されていて、そのうち文化祭に係る利用料金と市の主催する事業の利用の場合は全額減免だというふうに書かれていて、市の場合は払わないで済むわけですね。しかし、市民に対してはお金は増額していただきますよというのは、私は受益者負担という言葉からしたら、おかしいのではないかなと思うのです。

それで、最後に、指定管理者を決めるに当たって、今回、利用料の値上げを前提として指定管理者が価格を設定して決まっているのですけれども、利用料の値上げというのは、まだ議決されていないわけですね。しかし、それを基に指定管理者がその130万円増収になるという見込みで出すというのは、順番としては問題があるのではない

かと思うのです。議会の議論を経ないでそうやってやってしまうというのは、問題なのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○（財政）柴田主幹

今定例会に指定管理者の選定とあわせて、選定に伴う管理代行業務費の平成25年度以降の債務負担について議案として提出させていただいております。

市民センターにつきましては、指定管理者制度並びに利用料金制を導入しておりまして、使用料と管理代行業務費については連動しているという中にありまして、同時に議会に提案させていただいて、御審議をいただくということでありますので、問題はないものというふうには考えております。

○小貫委員

問題ないというのですけれども、本来であれば第3回定例会で利用料・手数料が改定されて、第4回定例会で指定管理者が指定されるという流れが、私としては望ましかったのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○（財政）柴田主幹

今、順番ということでもありますけれども、これが先に債務負担を決める提案をさせていただいて、その後で、次の定例会で使用料ということであれば、それは順番が逆になるというふうには考えますが、今回同時に出させていただいておりますので、同時にその中身について、それぞれ御審議いただければ、それはそれで問題はないものというふうに考えております。

○小貫委員

◎議案第10号墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第10号についてなのですが、墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案について伺います。

この間、手数料改定が何年かありますけれども、火葬場使用料の変化について、市内に住所を有しない人の使用料ですが、平成16年度までと、17年度から、21年度からの変化を示してください。

○（生活環境）葬斎場長

市内に住所を有しない人の火葬場の使用料の変化についてでございますが、まず平成16年度までは、市民以外ということで、死亡時に市内に住所を有していない方々の火葬炉の使用料について、1万9,500円をいただいております。17年度からは、道内10万都市の平均額として2,500円アップして2万2,000円ということになりました。また、21年度からは、1,800円アップの2万3,800円をいただいております。

○小貫委員

それで、平成21年度から23年度まで、それぞれどのぐらい市外の方が利用されていたのかお示してください。

○（生活環境）葬斎場長

市民以外の平成21年度からの件数についてですが、21年度につきましては75件、22年度におきましては87件、23年度におきましては95件の利用となっております。

○小貫委員

代表質問への答弁には78件ということで答弁していたのですけれども、その差については、どういったことなのかお示してください。

○（生活環境）葬斎場長

78件につきましては、影響額につきましては、平成24年度当初予算の件数で算出することになっておりますので、78件ということで、影響額ということで考えております。

○小貫委員

それで、どういうケースで市外の方が小樽市の火葬場を利用しているのかお聞かせください。

○（生活環境）葬斎場長

どのようなケースで市外の方が利用しているかについての御質問ですが、火葬場使用許可の申請の際には、なぜ小樽で火葬するかについては、1 件 1 件の事情を聞いてはおりませんので、あくまでも推測になりますが、例えば近郊の市町村の方や旅行者の方で、たまたま小樽市内の病院で病気や事故でお亡くなりになった場合が考えられます。また、親族、友人、勤め先などの関係で、会葬者におきまして、小樽で火葬したほうが会葬の部分でも御遺族のほうも利便的なものがあるというようなこともあるでしょう。また、過去に、亡くなった方の遺言で海の見える小樽で火葬してほしいというようなことで火葬されたお話も伺っております。また、収骨が他市に比べて丁寧だというような形で申し込まれる方もいるように聞いております。

○小貫委員

今、聞いていると、小樽市の葬斎場の運営が大変優秀で、小樽市での火葬を希望するということだと思えるのですが、市民の税金で運営していますから、市民の利用と差別化を図るというのは、これは理解できるのです。ただ、小樽市の中で、本当に最後を迎えたいというふうに思っている方に、思いを寄せて対応して、そして小樽市は、やはり亡くなった方にも本当に丁寧に接してくれると。これは小樽市で亡くなるために移り住もうという方を増やしていきたいというふうに思うのですけれども、そういう観点から、その亡くなられた方々にまで値上げして料金を徴収すると。その影響額が約32万8,000円だということですから、値上げしないでおけないのかと。今、聞いていたら、平成16年度から比べたら8,500円、要は3回連続で値上げしているわけです。これは、いったんストップして、少し考え直したほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）葬斎場長

火葬というのは、人生における最終通過儀礼というようなこともございまして、感覚的な問題もございしますが、他市の例も参考にしまして、今回の改定に踏み切ったところでございます。

○小貫委員

最後は、実は財政部が答えてくれるのかと思っていたのですけれども、はい、わかりました。

◎給食の委託業務における食材の地元購入率について

昨年の予算特別委員会で取り上げた給食の委託業務における地元業者からの購入率についてですけれども、昨年のたしか予算特別委員会のときは、小樽病院は委託前79.5パーセントだったのが、委託後は約58パーセントに下がって、その結果、委託業者と話し合って70パーセントをどうにか維持しているのだということでした。今年11月までの小樽病院と医療センターの地元業者の購入率について示してください。

○（経営管理）管理課長

食材に係る地元業者からの購入率でございますが、平成24年4月から11月までで答弁します。小樽病院においては72.3パーセント、医療センターにおいては96.4パーセントでございます。

○小貫委員

改善が図られていると見ていいと思うのですけれども、昨年の予算特別委員会の中で、私は、最後に学校給食課と子育て支援課にも同様の質問をしまして、そのとき子育て支援課については、今後もその必要があれば後志報恩会に確認していきたいと思っていますということで答弁をいただいているのですが、さくら学園の場合の地元発注の割合というのはどうなのでしょう。

○（福祉）子育て支援課長

お尋ねのございましたさくら学園の食材の購入の現況でございますけれども、平成23年度の年間で購入金額での比率を確認しております。市内については、5.7パーセント、それから市外、ほとんど札幌市なのですが、94.3パーセント、そういう状況でございます。

○小貫委員

すごく低い市内業者の購入率なのですが、ほかの市立保育所ではどのような割合になっているか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

これも昨年度の同じような期間で出しておりますけれども、6 施設合わせまして、市内業者については 85.8 パーセント、それから市外に取引先が所在するというので 14.2 パーセントという、そういう内訳になってございます。

○小貫委員

要は、市立保育所では 85 パーセントを市内で発注しているのに、さくら学園については 5.7 パーセントしか市内の業者から購入していないと。これは、地元経済という面を考えると、市立病院ほど大きくはないでしょうけれども、一定の地元業者への負担というか影響があると思いますし、あと地元食材の活用といった面からも、大変問題があるのではないかと私は思います。

それで、なぜこの後志報恩会が給食を委託するという形をとっているのか。なぜ市立保育所と同じく市が直接給食業務を委託するという事になっていないのか、その辺をお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

確かに、ある程度の納入割合ですとか、そういったような明確な依頼はしてこなかったという、そういう経緯ではないかというふうに思っております。また、指定管理ということで、給食業務も含めて、今回は給食の業者に協定上、再委託ができるものですから、そういったことで効率的な運営を図るということで、当初からこのような経緯で来たものというふうに思っております。

おっしゃいました地元経済の関係は理解をしますし、また地元食材という面でも食材の安心・安全な面ということだと思いますし、それから経済性の問題というのもやはりかみ合って考えていかなければならない問題だというふうに思っております。現時点で、この分を直接何か別契約のようなことは指定管理ということで、全体的な施設の管理をお任せするというのがやはり基本的なあり方ですから、そういう形の中で今後も進めていきたいとは思っておりますけれども、その指定管理の中で、定員 20 人ですから、食材の量としては保育所にも到達しない少ないものです。ですから、地元の業者の関係で、少量を納入したときに、そういったような配送の問題ですとか、経済性の問題ですとか、そういうこともあわせて考えていかなければならないと思いますので、指定管理の受託者のほうにはお話は伺ってみたい、そのように考えております。

○小貫委員

お話を伺ってみたいということなのですが、20 人とはいえ小樽の施設ですから、民間の施設に対してこういったことをお願いするというのは無理にしても、やはり市の施設としては、しっかりと地元業者を使っていくことを徹底したほうがいいのではないかと思います。

◎病院給食業務委託の体制について

それで、関連して病院の委託の体制なのですが、小樽病院と医療センターで、それぞれ委託業者が異なりますが、小樽病院の委託業者の有資格者、管理栄養士、栄養士、調理師、それぞれの人数と、同様に医療センターの管理栄養士、栄養士、調理師の人数をお示してください。

○（経営管理）管理課長

まず、小樽病院におきます有資格者ですが、管理栄養士が 1 名、栄養士が 2 名、調理師が 2 名となっております。

それから、医療センターですが、管理栄養士が 2 名、栄養士が 1 名、調理師が 5 名となっております。

○小貫委員

有資格者の割合でいくと、小樽病院が 5 名で医療センターが 8 名ということなのですが、なぜこれほどの違いがあるのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

両院の給食の委託契約書には、特に人数は指定してございません。その仕様書には、病院側が発注した食数、それらを時間どおりにつくり、配ぜんすることとなっております。そのため、その内訳についてまでは、こちらのほうでは把握しておりません。

○小貫委員

基本的にその体制でやっていくということだと思えるのですが、それぞれの有資格者に退職だとか、そういった不足者が出た場合の対応というのは、どのようになっているのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

不意に欠員等が生じた場合なのですが、これは両院ともにそれぞれの配置している人数の中で賄っていただきまして、速やかにそれぞれの契約業者がその補充人員を探して補充するという形になっております。

○小貫委員

その補充は、おおむね速やかに行われているということで理解してよろしいのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

欠員が生じた場合は、速やかに補充はされております。

ただ、現在、小樽病院におきまして栄養士が 1 名欠員状態になっていますが、その補充まで近隣の病院から応援が来ているところでございます。

○小貫委員

速やかに基本的には補充されているということなのですが、その委託業者というのは、一般論として、そんなに速やかに補充できるほど人員を、有資格者を抱えているようなものなのですか。

○（経営管理）管理課長

その内情までは完全に把握しておりませんが、委託業者からは、随時欠員が生じた場合には速やかに募集をかけて人材は探しているということは聞いております。それに伴いまして、それまで代替措置として、こういう方を配置して、業務に支障を来さないように対処していくという報告を受けております。

○小貫委員

先ほど、小樽病院で 1 人欠員が出て、ほかの施設から応援に駆けつけているということなのですが、ということは、ほかの施設で欠員が起きているというふうに考えていいのでしょうか。

○（経営管理）管理課長

こちら側からは、相手先の病院についての詳しい事情は聞いておりませんが、特に支障はないものと考えております。

○小貫委員

◎両院における給食関係のインシデントについて

話題を変えますが、給食関係のインシデントについてなのですが、それぞれの病院でどんなものがあるのか、数と内容をお聞かせください。

○（経営管理）管理課長

今年 4 月から 11 月までの給食関係のインシデントでございます。

まず、小樽病院ですが、4 月から 11 月までで合計で 7 件ございました。その内訳といたしまして、異物混入、主食つけ忘れ、副食の内容間違い、食札管理ミスがございます。

医療センターですが、同じく 4 月から 11 月までで合計 13 件ございました。その内訳といたしまして、異物混入、主食つけ忘れ、食事形態作成ミス、配ぜん遅延、副食つけ忘れ、食札管理ミス等がございます。

○小貫委員

もう少し具体的に、今の件数と言った項目が合わないものですから、要は複数ダブっているということだと思うので、何月に何があったというところまで教えてください。

○（経営管理）管理課長

まず、小樽病院ですが、6月に3件ございました。その内訳といたしまして、異物混入が1件、主食のつけ忘れが2件、8月に1件ございまして、これが異物混入1件、9月は2件ございまして、異物混入が1件、副食の内容間違いが1件、それから11月に1件ございまして、食札の管理ミスが1件であります。

医療センターにおきましては、4月に2件、異物混入が1件、主食のつけ忘れが1件、それから5月におきましては1件で、食事形態作成ミスが1件、6月は1件で、配ぜんの遅延が1件、7月は2件ございまして、副食のつけ忘れが1件、異物混入が1件、8月は3件ございまして、異物混入が1件、配ぜん遅延が1件、食札管理ミスが1件、9月は2件ありまして、食札管理ミスが1件、副食つけ忘れが1件、それから10月は2件ございまして、配ぜん遅延が1件、食札の管理ミスが1件の合計13件でございます。

○小貫委員

それで、問題は、異物混入なのですね。結構続けて起きているわけですがけれども、先ほど吹田委員がノロウイルスについて質問していましたが、異物の混入というのが、結局、実害ないものだったら問題ないのですが、それがウイルスだったら本当に大きな問題になるわけですし、そういう点からいくと、異物混入が、なぜこのように続けて起きていて徹底できないのか、どのように考えていますか。

○（経営管理）管理課長

確かに異物混入というものが、先ほど小樽病院で言いましたら7件のうち3件ございまして、全体の半数ほどを占めております。中身につきましても、小樽病院におきましては同じものが入っておりまして、その都度、病院内の医療安全委員会におきまして、こういった報告がありまして、その改善策などを協議しまして、その結果を業者に伝えまして指導しているところでございますが、同じ現象が起きている状況でございます。その原因といたしましては、一概には言えませんが、これが給食のほうで混入したものか、又は病棟に運んでから混入したものか、それらの原因の特定までは至っていませんが、それぞれ注意するしかないというふうに考えております。

この件数なのですが、小樽病院で言いましたら、延べ約10万食のうちの7件でございまして、率にしますと0.07パーセント、こういうインシデントが起きているということです。

○小貫委員

確かに異物混入があるというのは、お聞きしています。それは、別に委託であろうと直営だろうと、私はあると思いますが、結局これは明らかになっている件だけでこれだけということだと思うのです。病棟まで行って患者のもとに届いて発見されたものでこれだけの数です。一方で、配ぜんする前の段階で見つけるケース、調理中に見つけるケースというのは、恐らく報告に上がらないのではないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○（経営管理）管理課長

今回混入していたのは、小樽病院では毛髪でございまして、その毛髪が先ほど申したとおりいつ混入したか、調理場で混入したのか、また病棟で配ぜん中に混入したのか、その確証が得られないものでございます。そのため、これは再発防止を徹底するよう指導していくしかないと考えております。

○小貫委員

給食業務については、学校給食にしても、いずれにしても私たちは委託すべきでないというのが基本的な考え方です。

委託の体制については、病院によって、それぞれ今、異なっているわけなのですが、先ほど市民センターに関する質問でも述べましたが、委託することによって、業者が労働者に過密な労働を強いたり、質の低下を招い

たりということが起きてはならない問題だと私たちは考えています。

それで、先ほど質問したときに、ほかの病院から来ているというのがありましたが、結局そうするとそこで1人欠員になって、恐らく過密な労働が行われているということになると思います。だから、市の発注する委託によって、そういった事態が起きないように今後とも気をつけていただきたいという意見を述べさせていただきまして、質問を終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。